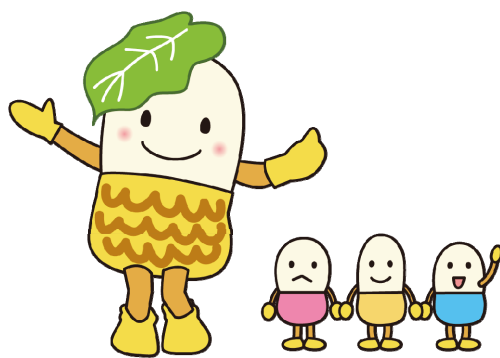


第二期四国中央市
子ども・子育て支援事業計画



四国中央市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の性格と位置づけ.....	2
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の対象.....	3
5. 計画の策定体制.....	3
6. 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要.....	4
第2章 四国中央市の子ども・子育てを取り巻く現状	5
1. 人口・世帯数.....	5
2. 女性の就業状況.....	9
3. 保育サービスなどの状況.....	9
4. 幼稚園の状況.....	13
5. 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査結果から）.....	14
6. 第一期子ども・子育て支援事業計画の評価.....	23
第3章 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念.....	27
2. 基本目標.....	28
3. 施策の体系.....	29
4. 重点施策.....	30
第4章 量の見込みと提供体制	31
1. 将来の子ども人口.....	31
2. 教育・保育提供区域.....	33
3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制.....	34
4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制.....	35
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保.....	41
6. 子育て支援施設の再編等について.....	42
第5章 総合的な施策の展開	43
基本目標1 地域で支える子ども子育て.....	43
基本目標2 子育ての悩みや不安を解消する取り組み.....	53
基本目標3 子どもと子育て世帯が安心して暮らせるための取り組み.....	57
基本目標4 豊かで逞しい成長を促す教育環境の整備.....	60
第6章 計画の推進	65
1. 計画の推進にあたって.....	65
2. 計画進行管理の体制としくみ.....	66
資料編	67
○四国中央市子ども・子育て会議条例.....	67
○四国中央市子ども・子育て会議委員.....	69
○策定の経緯.....	70

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

近年、わが国においては、急速な少子化の進行や核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われてしています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況下、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成させる環境を整備するため平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。さらに平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」が制定されました。これらの法に基づき平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートし、市町村は質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになりました。

四国中央市においては、平成22年3月に策定した『四国中央市次世代育成支援行動計画〔後期計画〕』を引き継ぎ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成27年度からの5年間を計画期間とする「四国中央市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。この計画は、子ども・子育て支援法の基本理念及び子ども・子育て支援の意義を踏まえて、四国中央市の一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するための計画であり、基本理念として掲げた「笑顔いっぱい！夢いっぱい！いきいき子育て・のびのび子育て・親育ち」を実現するための各種施策等について取り組んでいましたが、平成31年度（令和元年度）末をもって計画期間が終了することから、市民からの子育て支援に関するニーズ調査を再度実施し、四国中央市子ども・子育て会議において量の見込み及びその確保方策、また重点的に実施すべき施策等についての審議を行い、令和2年度からの5年間を計画期間とする「第二期四国中央市子ども・子育て支援事業計画」として取りまとめたものです。

2. 計画の性格と位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

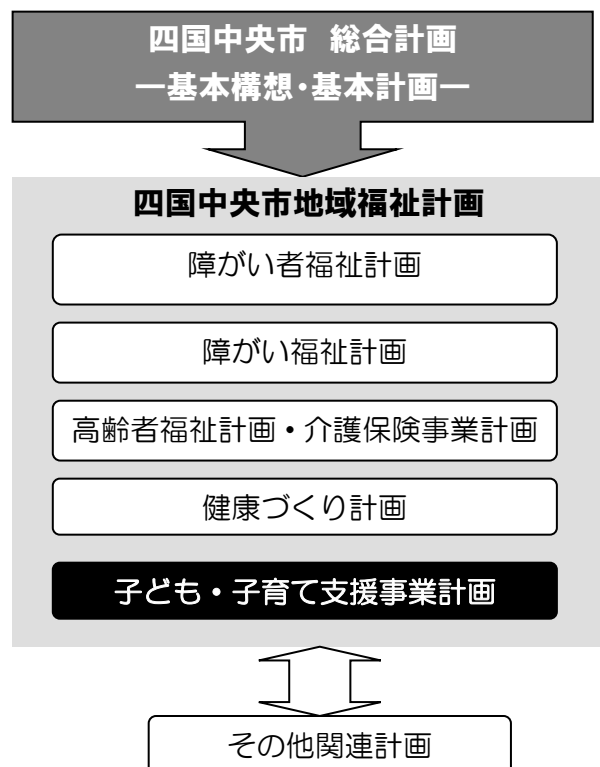
具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」に即しているほか、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」（平成31年4月23日内閣府子ども・子育て本部参事官事務連絡）を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の後継計画的な性格も併せ持つ計画として策定します。

(2) 四国中央市計画体系における位置づけ

本計画は、「四国中央市総合計画」を上位計画とし、四国中央市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、市の「地域福祉計画」や「子ども若者未来応援計画（パレット・プラン）」を始めとする関連個別計画との調和のとれた計画として策定するものです。



3. 計画の期間

本計画は、令和2（2020）～6（2024）年の5年間を計画期間とするものです。
但し、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

4. 計画の対象

本計画は、すべての子ども・若者と子育て家庭、市民、地域、事業者、行政などすべての個人、団体を対象とします。

5. 計画の策定体制

[子ども・子育て会議の設置]

本計画の策定にあたっては、「四国中央市子ども・子育て会議」を設置し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[アンケート調査の実施]

計画の策定に先立ち、四国中央市における子ども・子育てに関する実態やニーズを把握するため、就学前の子どもや小学生の保護者を対象とするアンケート調査を平成31年1月に実施しました。

[タウンコメントの実施]

市民の皆様から計画に対するご意見等をいただき、それを反映した計画とするためのタウンコメントを実施しました。

6. 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

(1) 子ども・子育て支援新制度とは

「子ども・子育て支援新制度」とは、子ども・子育て関連3法（子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律の整備法）に基づき実施される、子ども・子育て支援に関する新しい制度のことで、主なポイントは「保育の量的拡大・確保」、「認定こども園の普及」、「地域子ども・子育て支援の強化」です。

(2) 制度における給付・事業の全体像

市町村は「① 子ども・子育て支援給付」と「② 地域子ども・子育て支援事業」を実施します。

① 子ども・子育て支援給付（3つの給付）

種類	対象事業
(ア) 施設型給付（※）	幼稚園、保育所、認定こども園
(イ) 地域型保育給付（※）	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
(ウ) 児童手当	—

※は、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づく保育の必要性を認定（認定区分）したうえで給付する。

認定区分は以下のとおり。（子ども・子育て支援法第19条）

区分	年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	3～5歳	なし（学校教育）	幼稚園
2号認定	3～5歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園
3号認定	0～2歳	あり（保育認定）	保育所、認定こども園、地域型保育

② 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

① 利用者支援に関する事業	⑧ 一時預かり事業
② 地域子育て支援拠点事業	⑨ 延長保育事業
③ 妊婦に対して健康診査を実施する事業	⑩ 病児・病後児保育事業
④ 乳児家庭全戸訪問事業	⑪ 放課後児童健全育成事業
⑤ 養育支援訪問事業	⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑥ 子育て短期支援事業	⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
⑦ 子育て援助活動支援事業 （ファミリー・サポート・センター）	

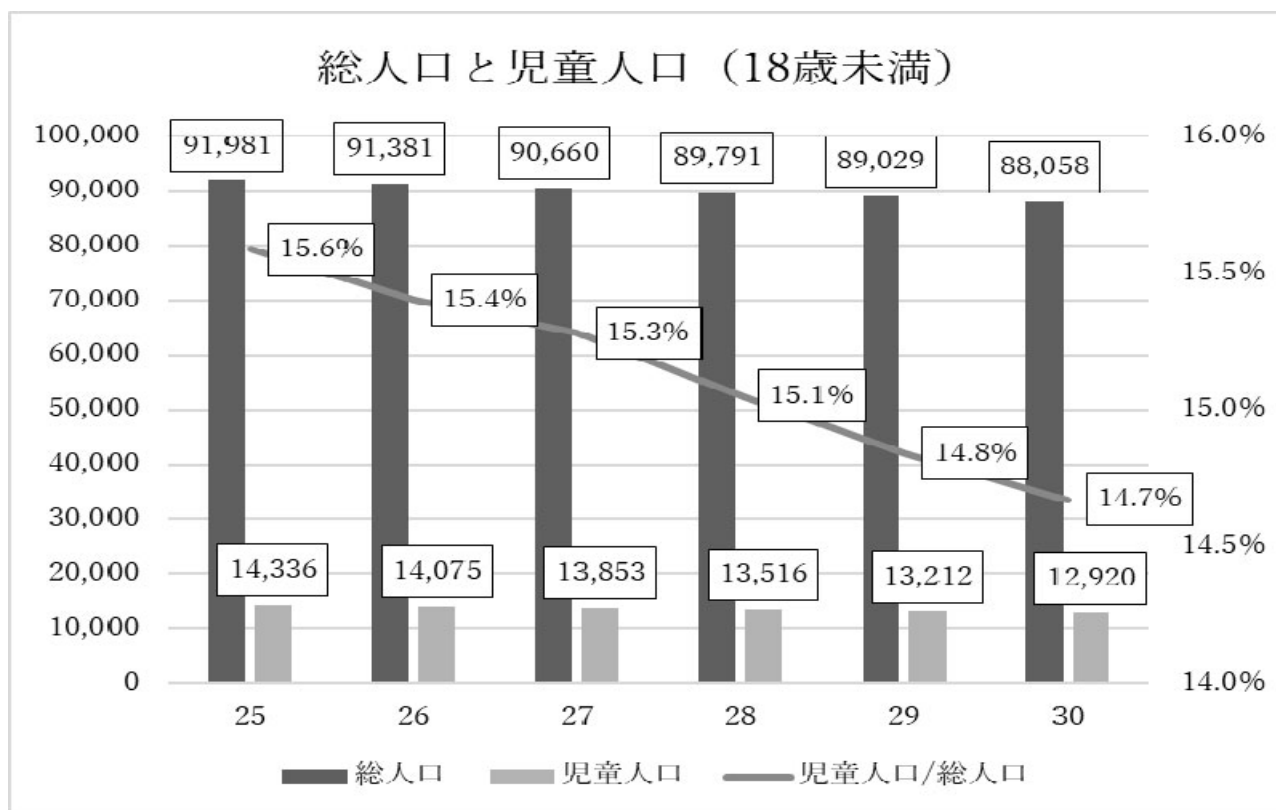
第2章 四国中央市の子ども・子育てを取り巻く現状

1. 人口・世帯数

(1) 総人口と児童人口

本市の総人口は年々減少傾向にあり、また児童人口(18歳未満)は平成25年の14,336人から平成30年には12,920人となって、5年間で1,416人の減少となっています。

児童人口の対総人口比率をみると、平成25年の15.6%から平成30年には14.7%へと0.9ポイント減少しています。



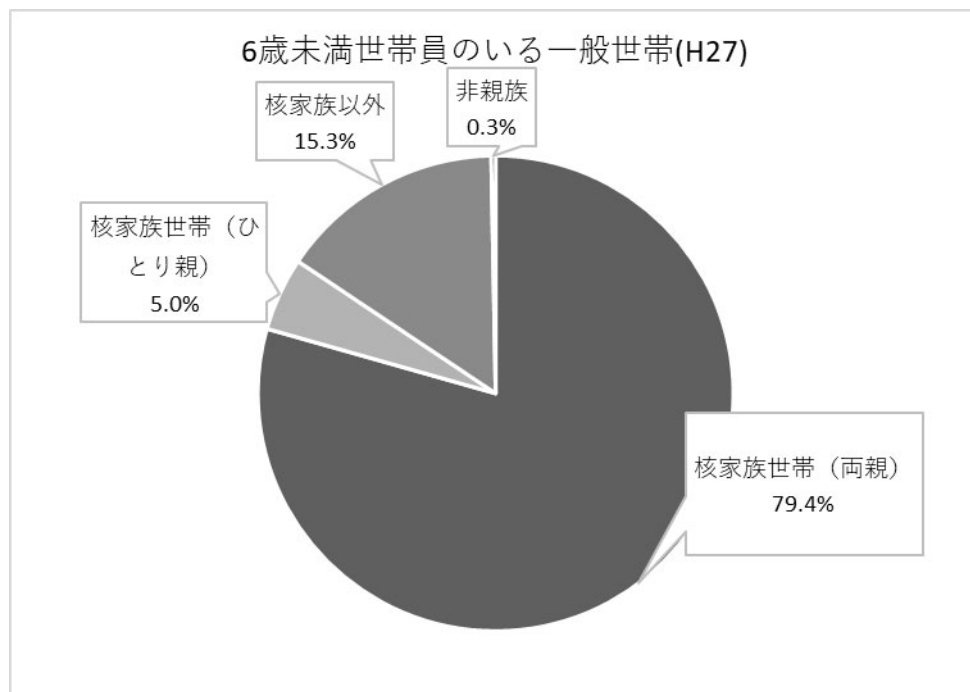
※住民基本台帳

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30
児童人口	14,336	14,075	13,853	13,516	13,212	12,920
0歳	731	649	674	633	617	548
1歳	714	752	657	683	630	630
2歳	759	693	747	664	670	626
3歳	764	750	696	736	656	664
4歳	781	755	744	685	726	654
5歳	826	779	746	744	692	724
6歳	748	840	774	737	739	688
7歳	774	722	829	768	731	740
8歳	764	767	712	829	769	724
9歳	798	763	766	701	822	766
10歳	752	811	763	757	699	818
11歳	793	751	811	764	755	694
12歳	856	791	756	804	748	751
13歳	798	837	786	753	805	745
14歳	849	813	836	785	753	803
15歳	911	842	811	824	776	744
16歳	856	907	843	808	821	776
17歳	862	853	902	841	803	825
就学前	4,575	4,378	4,264	4,145	3,991	3,846
小学生	4,629	4,654	4,655	4,556	4,515	4,430
低学年	2,286	2,329	2,315	2,334	2,239	2,152
高学年	2,343	2,325	2,340	2,222	2,276	2,278
中学生	2,503	2,441	2,378	2,342	2,306	2,299
高校生	2,629	2,602	2,556	2,473	2,400	2,345
対総人口 比率	15.6%	15.4%	15.3%	15.1%	14.8%	14.7%

※住民基本台帳

(2) 世帯構造

本市の一般世帯 34,900 世帯のうち、6 歳未満の子どもがいる世帯は 3,041 世帯であり、そのうち 79.4%が核家族世帯（両親）、5.0%が核家族世帯（ひとり親）として暮らしています。

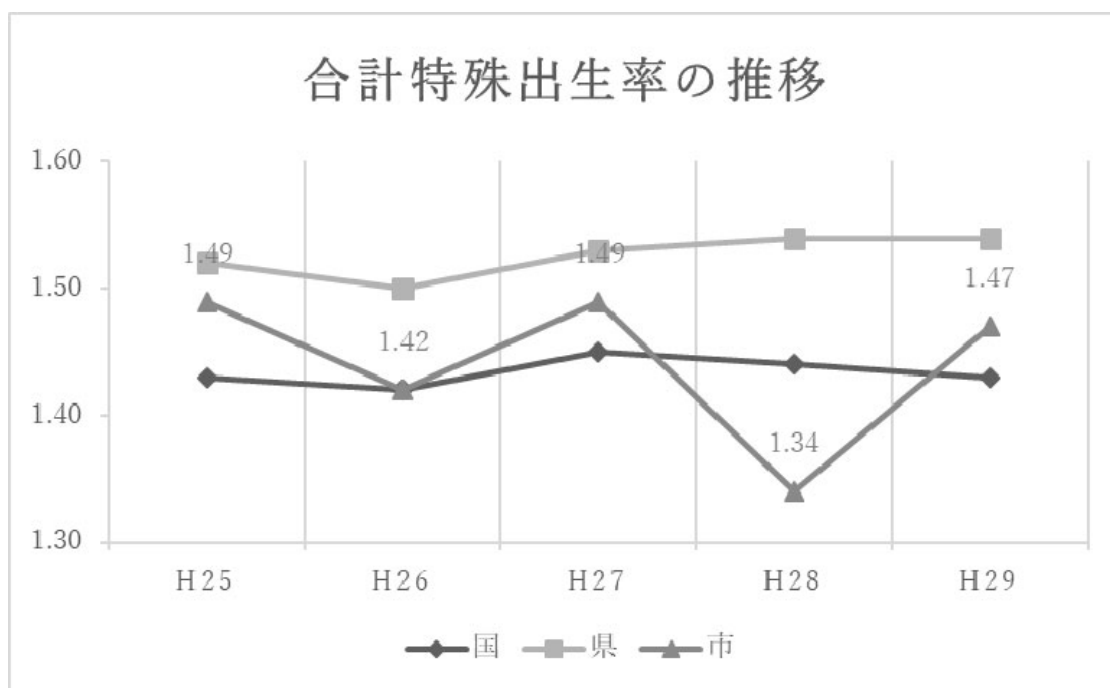


※平成 27 年国勢調査

(3) 出生の動向

合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当します。

本市の合計特殊出生率は平成28年に一時的に減少しましたが、全体的にはほぼ横ばいとなっています。全国の値よりはやや高く、愛媛県の値と比べると低くなっていますが、いずれの値も人口置換水準である2.07からは大幅に低くなっています。

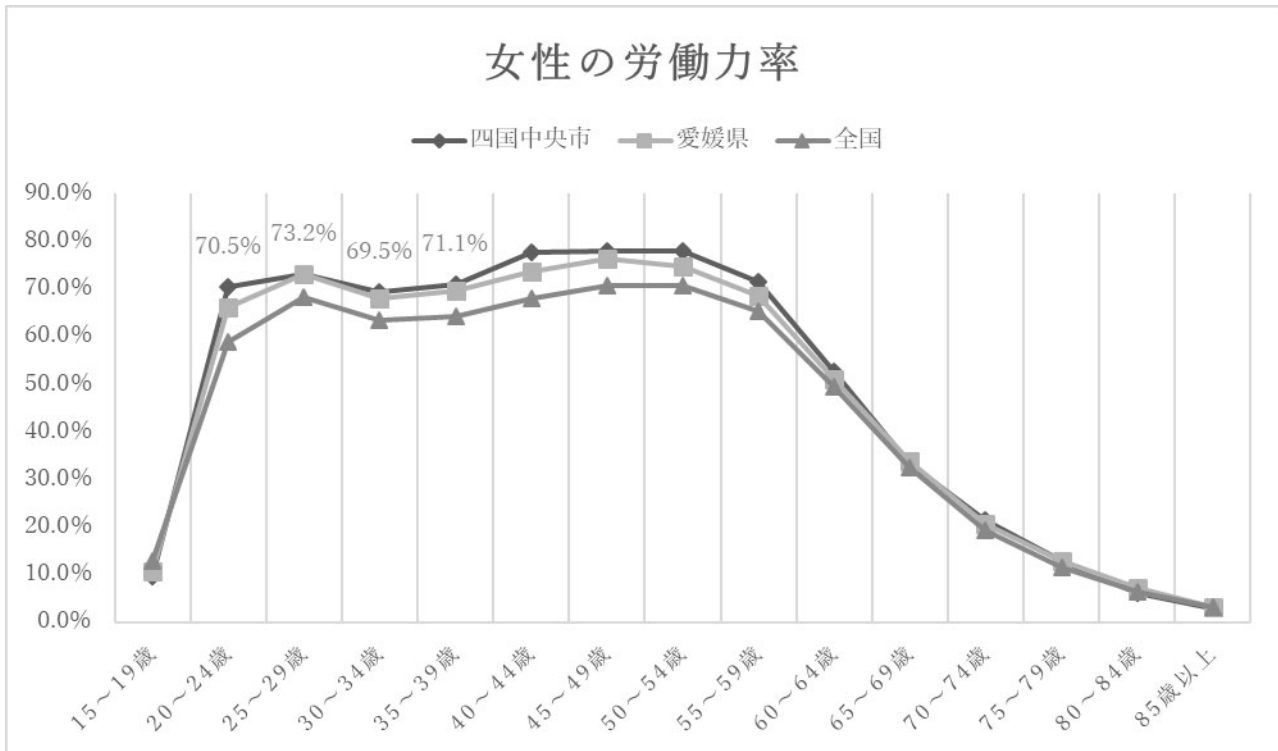


※厚生労働省：人口動態統計と
総務省：住民基本台帳による算出

※「人口置換水準」：人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。若年期の死亡率が低下すると人口が減りにくくなるので、この水準値は減少する。平成24年の日本の人口置換水準は、2.07。（国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集』より）

2. 女性の就業状況

女性の就業率を年齢別にみると、全国や愛媛県と比較して、四国中央市では就業率が高く、結婚や出産を契機に離職する女性が依然として多い状況がみられます。



※平成 27 年国勢調査

3. 保育サービスなどの状況

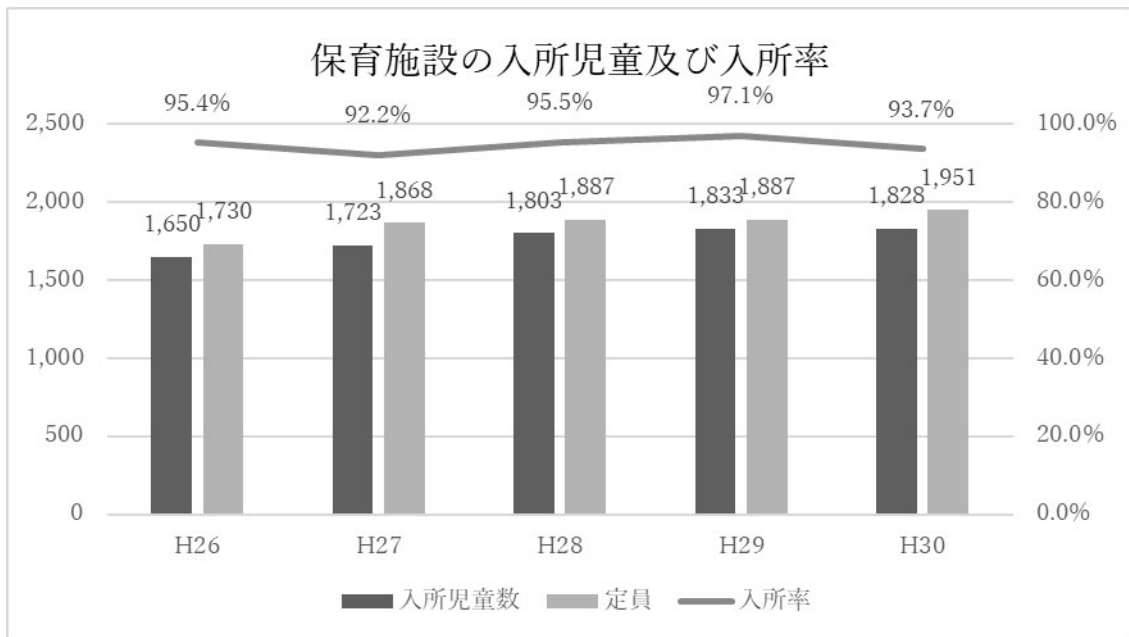
(1) 保育施設の状況

平成 27 年度以降私立の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行したため、保育施設の利用定員及び利用人数は増加しており、平成 30 年 5 月 1 日現在 1,828 人の入所となっております。

この数年、入所者の増加傾向は継続しており、特に 0～2 歳のニーズが高まっています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
入所児童数	1,650	1,723	1,803	1,833	1,828
定員	1,730	1,868	1,887	1,887	1,951
入所率	95.4%	92.2%	95.5%	97.1%	93.7%

※各年 5 月 1 日現在



(2) 一時預かり

保護者の就労や疾病・出産・看護・冠婚葬祭等で一時的に家庭での保育が困難な場合に、満1歳～就学前まで、週3日程度を限度として利用することができます。

公立保育所2箇所、私立保育所5箇所で実施しています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
利用者	8,244	7,305	6,493	6,550	7,257

※各年度実績数

(3) 延長保育事業

保護者の勤務条件や家庭の事情などにより、18時以降も保育を必要とする児童に対し、概ね19時まで延長して保育を実施しています。

公立保育所1箇所、私立保育所3箇所で実施しています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
利用者	8,244	7,305	6,493	6,550	7,257
箇所数	4	4	4	4	4

※各年度実績数

(4) 病児・病後児保育

病気の回復期にあって集団保育及び集団生活が困難な期間にある児童を一時的に保育する事業で、ふじえだファミリークリニックにおいて委託実施をしています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
利用者	355	355	332	302	320

※各年度実績数

(5) ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立支援と家庭での育児支援を目的として「育児の手助けをして欲しい人」（依頼会員）と「手助けをしたい人」（援助会員）が会員となり、お互いに助けあう組織です。利用内容は、保育所や幼稚園のお迎え及び帰宅後の預かりや保護者の外出時の預かりなど、既存の保育施設では応じきれない多様な子育てニーズに対応しています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
会員数	342	336	349	333	166
依頼会員	248	247	259	242	114
援助会員	73	68	68	70	45
両方会員	21	21	22	21	7
利用数	1,450	864	1,452	957	1,507

※各年度実績数

(6) 養育支援訪問事業

家庭における安定した養育が実施できるよう、養育について支援が必要な家庭に対し、訪問による具体的な育児に関する支援を行い、育児上の諸問題の解決・軽減を図っています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
訪問数	168	131	118	129	166

※各年度実績数

(7) 地域子育て支援拠点事業

児童の遊びと学びの場や乳幼児を持つ親たちの交流の場を提供するとともに、育児に不安を抱えている保護者を対象とした育児相談を実施しています。

(単位：人)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	開設日数
四国中央市子育て支援センター	12,657	11,979	14,254	11,667	11,506	週5日
乳児保育所こども村	4,283	4,429	4,253	4,429	4,429	週5日
みしま乳児保育園	5,082	4,743	5,193	5,050	4,900	週5日
土居おやこ広場	7,932	8,380	8,689	7,770	9,866	週5日
ふわりん	4,750	7,362	6,275	5,572	4,733	週6日
にこにこルーム	11,358	12,112	12,180	12,109	11,940	週5日
合計	46,062	49,005	50,844	46,597	47,374	

※各年度実績数

(8) 放課後児童クラブの状況

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象とし、放課後や夏休みなどの長期休業期間に、小学校の余裕教室や敷地内外の専用施設などで家庭に代わる生活の場を提供しています。

平成30年4月1日現在では、19校区25箇所で開催し、1年生から3年生(川之江と新宮のみ6年生まで)までが対象となっており、利用者は急激に増加しています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
利用者	677	686	783	931	927
箇所数	22	23	23	25	25

※各年度実績数

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、子育て支援に関する情報提供等を行うことにより、乳児家庭が地域社会から孤立することを防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図っています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
訪問数	679	652	628	583	567

※各年度実績数

(10) 児童センター等

健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設です。川之江児童館については、川之江地区まちづくり計画に伴う川之江ふれあい交流センターへの機能集約により、平成29年度末で閉館となっています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
川之江児童館	17,410	18,216	19,241	8,427	—
みしま児童センター	26,077	23,489	22,987	20,378	19,222

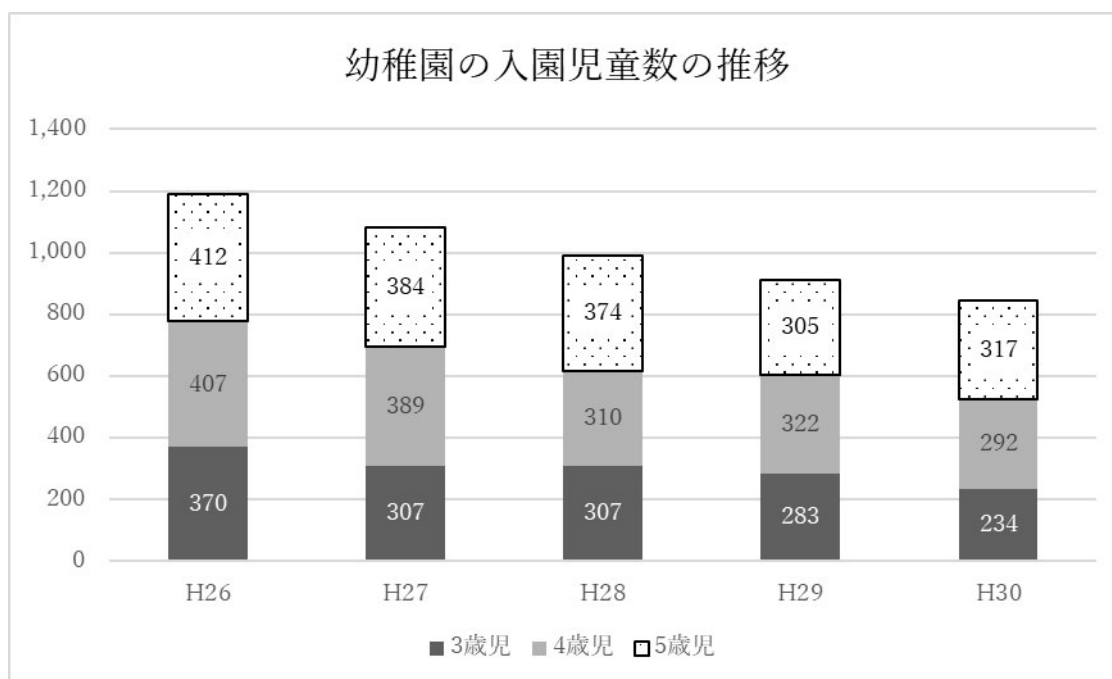
※各年度実績数

4. 幼稚園の状況

公立幼稚園については、平成29年度より土居西幼稚園が休園となったため7箇所から6箇所に減少、私立幼稚園4箇所は平成27年度より幼保連携型の認定こども園に移行しています。園児数は、減少傾向となっています。

年度	H26	H27	H28	H29	H30
幼稚園数	11	11	11	10	10
学級数	75	53	54	54	50
3歳児	370	307	307	283	234
4歳児	407	389	310	322	292
5歳児	412	384	374	305	317
在園者計	1,189	1,080	991	910	843

※各年5月1日現在 学校基本調査



5. 子ども・子育てに関する実態と意向（アンケート調査結果から）

（1）調査の概要

本調査においては、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

調査の種類	調査の対象（母集団）	実施方法	回収率
就学前児童アンケート	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	◇無作為抽出 1,500人 ◇郵送による配布・回収	58.9%
小学生アンケート	市内の就学児童（小学1～6年生）の保護者	◇無作為抽出 600人 ◇学校配布・回収	88.5%

【調査基準日】平成30年4月1日

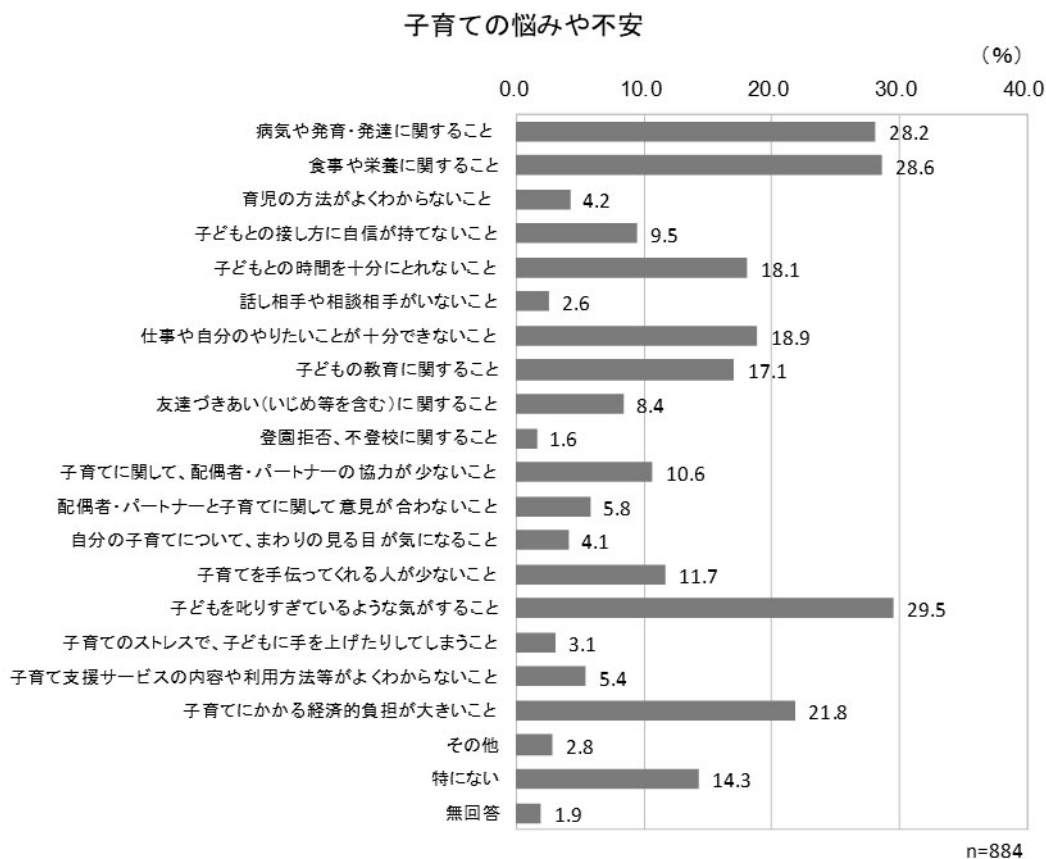
【調査期間】平成31年1月中旬～1月末（2月上旬回収分まで受付）

（2）就学前調査

①子育てに日常悩んでいること（MA）

「子どもを叱りすぎているような気がする」「食事や栄養に関すること」の悩みが多い

・「子どもを叱りすぎているような気がすること」が29.5%で最も多く、次いで「食事や栄養に関すること」28.6%、「病気や発育・発達に関すること」28.2%となっています。



②周囲から欲しいサポート（FA）

子育て支援サービスのサポートが望まれている

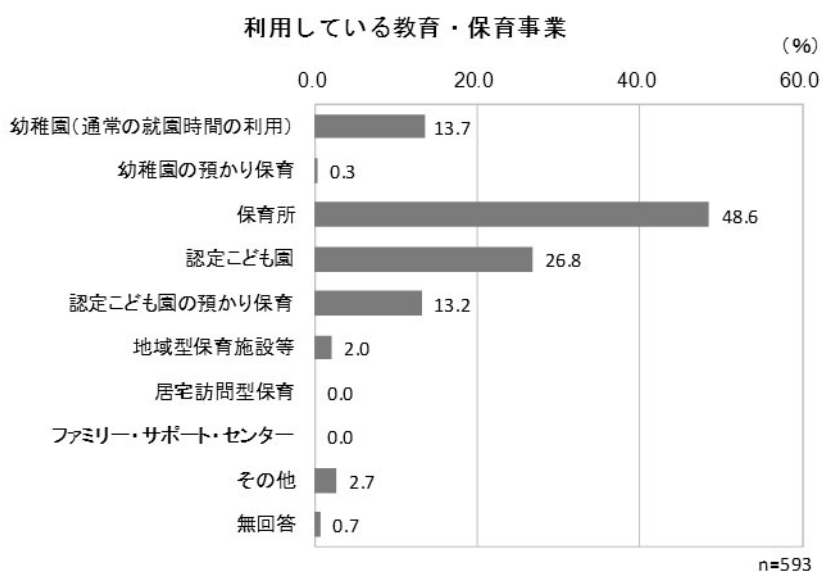
- ・子育てをするうえで周囲から欲しいサポートについては、171人から意見がありました。意見分類ごとの意見数と主な内容は、以下のとおりです。

意見分類と主な意見	意見数
子育て支援サービスの充実	31
保育所以外、気軽に頼める一時的保育	30
地域における子育て支援	24
生活環境の整備	14
病後児保育	12
職場と家庭の両立	10
学童保育	7

③利用している教育・保育事業（MA）

利用している教育・保育事業は「保育所」がほぼ半数を占める

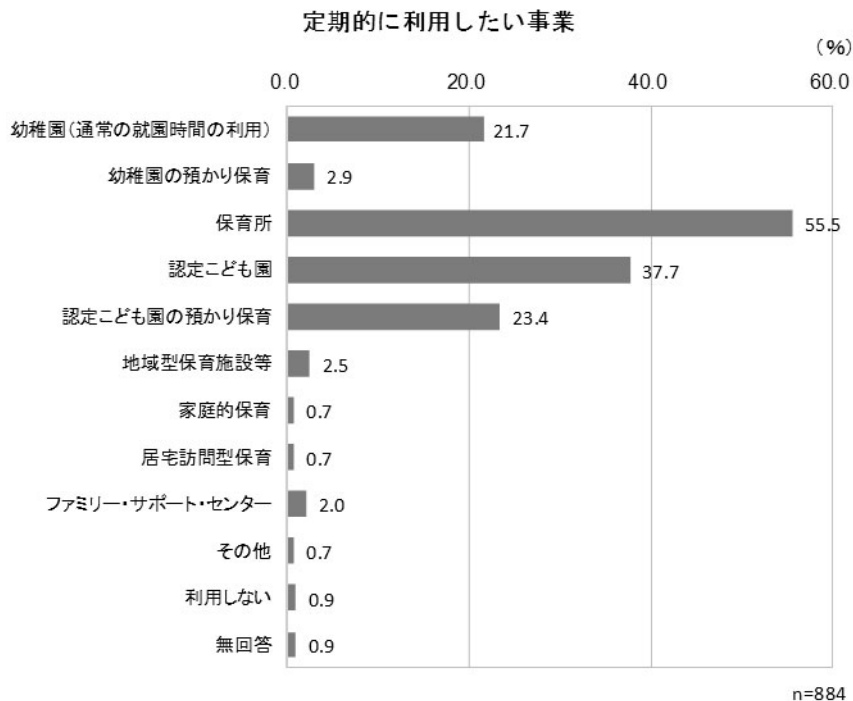
- ・利用している教育・保育事業は、「保育所」が48.6%で最も多く、次いで「認定こども園」が26.8%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が13.7%となっています。



④定期的に利用したい教育・保育事業（MA）

利用したい教育・保育事業も「保育所」が半数以上を占める

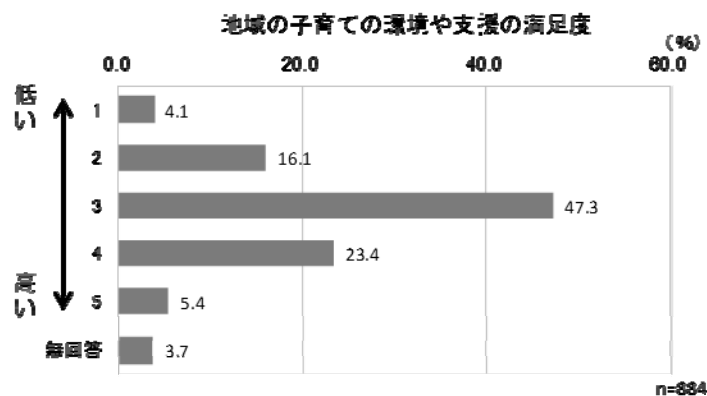
- ・利用したい事業は、「保育所」が55.5%、「認定こども園」が37.7%、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が21.7%となっています。



⑤地域の子育ての環境や支援の満足度（SA）

満足度はますますで、特に0歳児の保護者が高い満足度

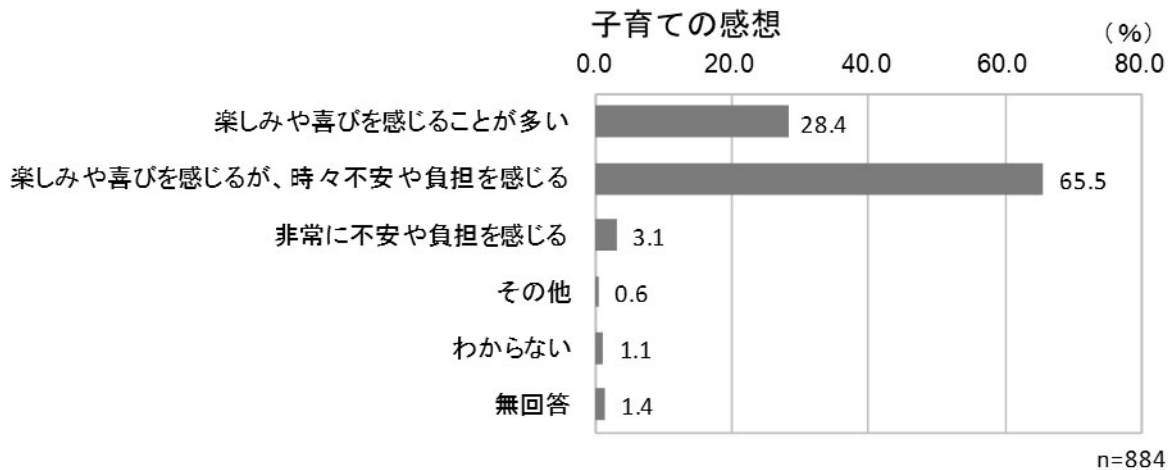
- ・「3」が47.3%で最も多く、次いで「4」が23.4%、「2」が16.1%となっており、全体では平均点が3.10となっています。
- ・年齢別にみると、0歳の「5」が11.8%と他の年齢より高くなっています。



⑥子育ての楽しみや喜び（SA）

約7割の方は、「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」

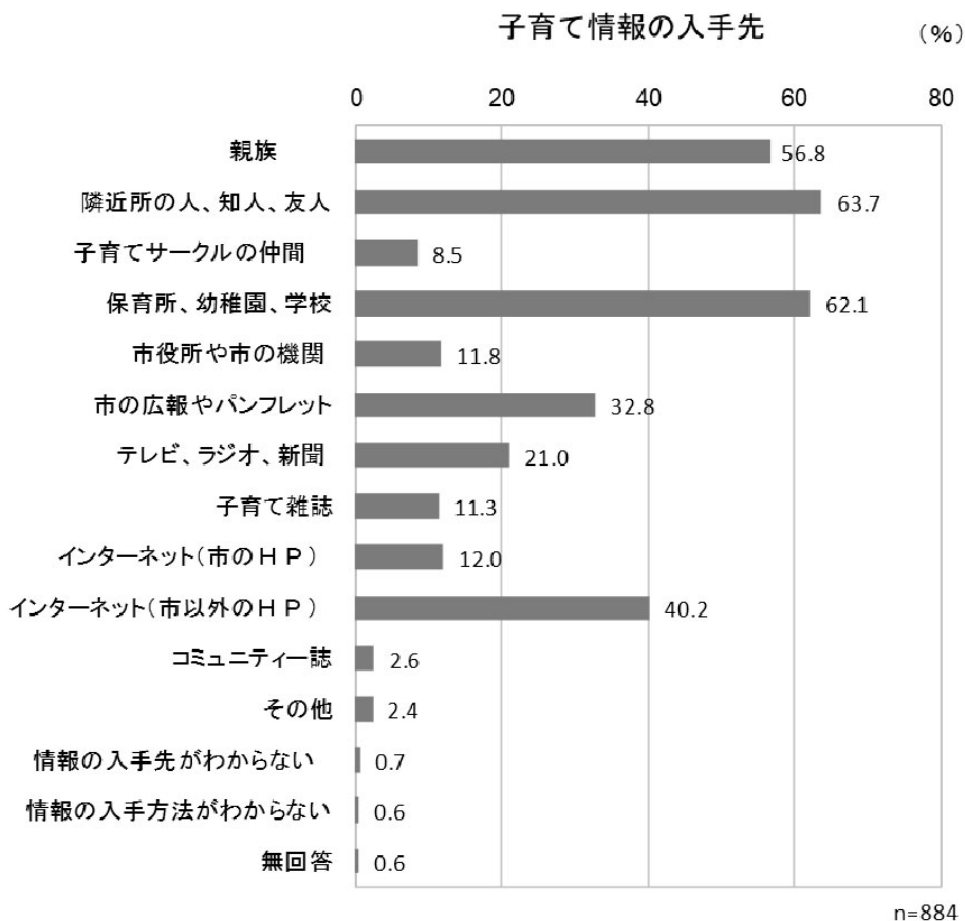
- ・「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」が65.5%で最も多く、次いで「楽しみや喜びを感じることが多い」が28.4%、「非常に不安や負担を感じる」が3.1%となっています。



⑦子育て情報の入手先（MA）

子育てに関する情報は、隣近所の人、友人、知人や親族からの入手が6割以上

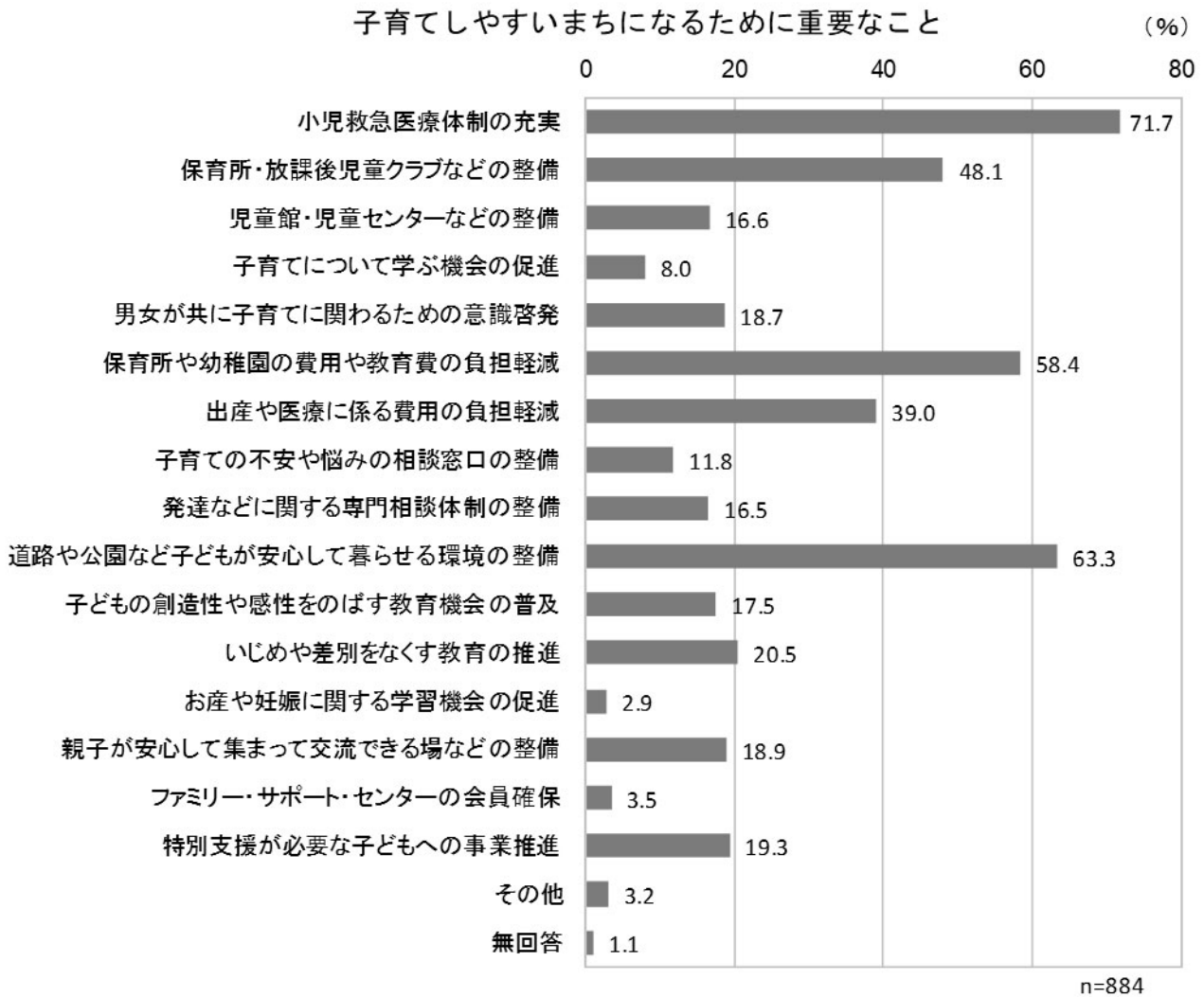
- ・「隣近所の人、知人、友人」が63.7%で最も多く、次いで「保育所、幼稚園、学校」62.1%、「親族」が56.8%の順となっています。



⑧子育てしやすいまちとなるために必要なこと（MA）

約7割の方は、「小児救急医療体制の充実」が子育てしやすいまちとなるために必要

- ・「小児救急医療体制の充実」が71.7%で最も多く、次いで「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が63.3%、「保育所や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」が58.4%の順となっています。

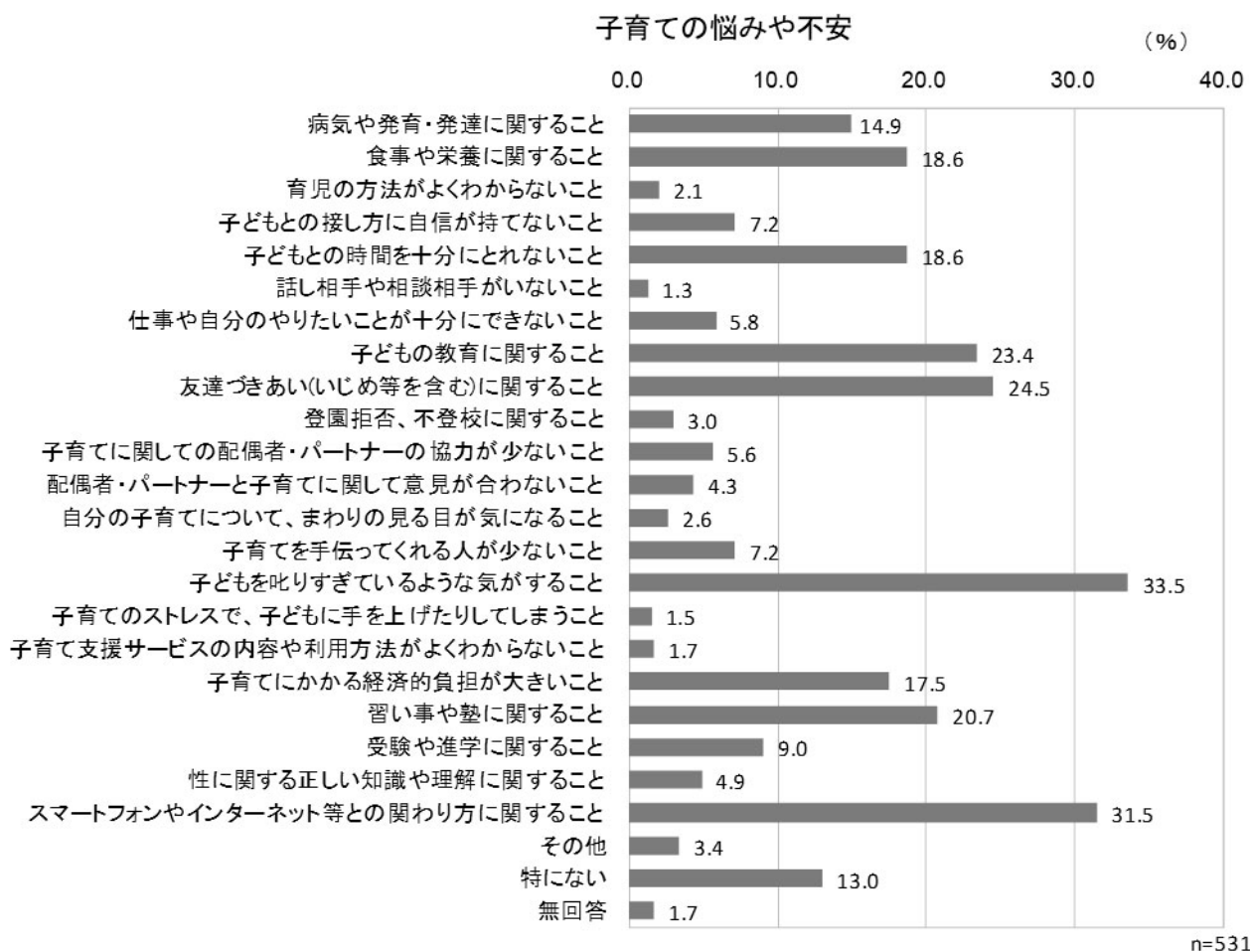


(3) 小学生調査

①子育てに日常悩んでいること (MA)

「子どもを叱りすぎている気がする」「スマートフォン等との関わり方」の悩みが多い

・「子どもを叱りすぎているような気がする」とが33.5%で最も多く、次いで「スマートフォンやインターネット等との関わり方に関すること」が31.5%、「友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」が24.5%、「子どもの教育に関すること」が23.4%となっています。



②周囲から欲しいサポート（FA）

「子育て支援サービスの充実」と「学童保育の充実」が望まれている

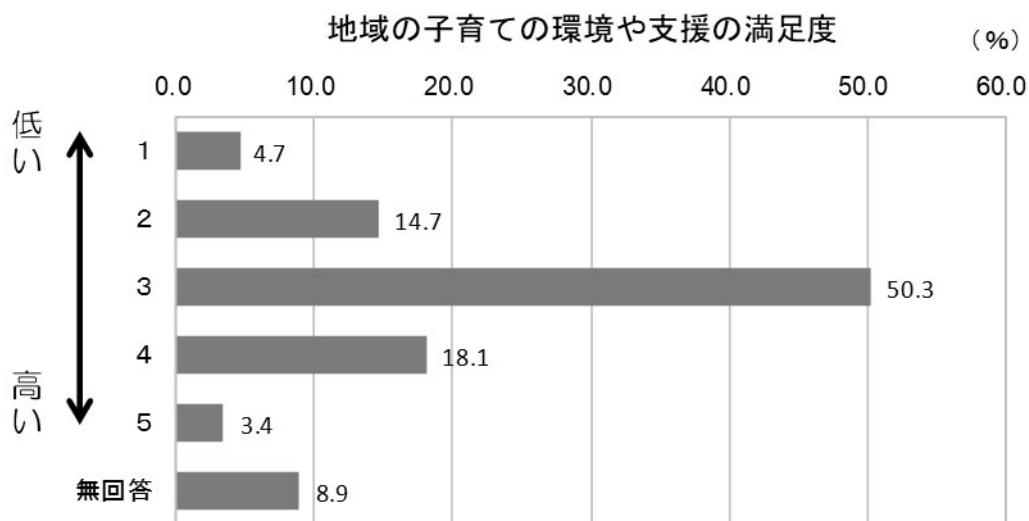
- 子育てをするうえで周囲から欲しいサポートについては、155人から意見がありました。意見数と内容は、以下のとおりです。

意見分類と主な意見	意見数
子育て支援サービスの充実	47
学童保育の充実	21
地域における子育て支援	13
生活環境	12
職場と家庭の両立	10
学校教育環境	9
経済的支援	6
健康の確保及び医療	4
安全等の確保（交通事故、不審者等）	3
その他	30

③地域の子育ての環境や支援の満足度（SA）

就学前児童より小学生の保護者の満足度の方が低く、新宮地区で最も高い満足度

- 「3」が50.3%で最も多く、次いで「4」が18.1%、「2」が14.7%となっており、全体では平均値が3.01となっています。
- 学年別にみると、2年生で「5」が5.2%と最も高くなっています。
- 地区別では、新宮地区で「5」が40.0%と最も高くなっています。

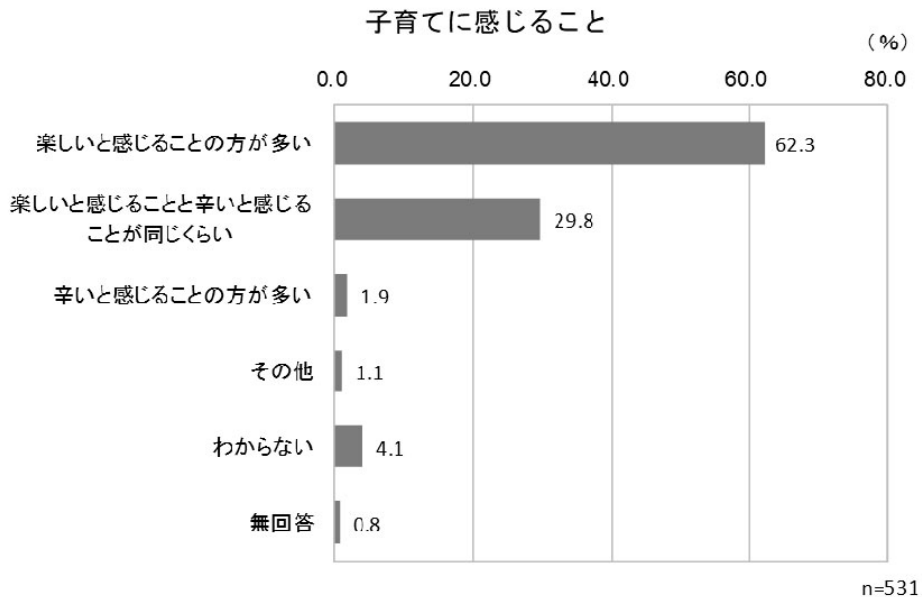


n=531

④子育ての楽しみや喜び（SA）

就学前児童に比べ、「楽しいと感じることの方が多し」が30ポイント以上高い

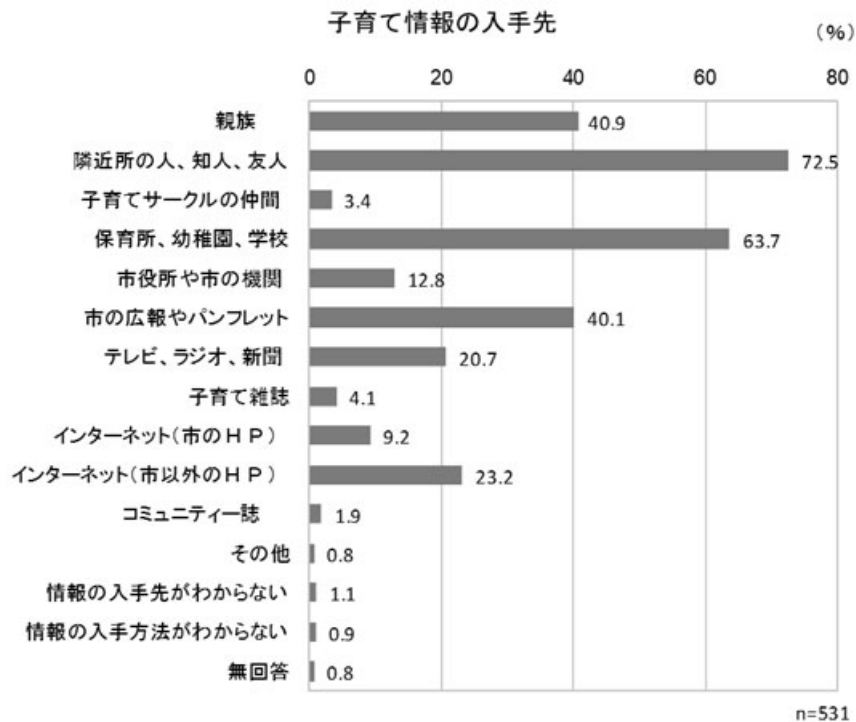
- ・「楽しいと感じることの方が多し」が62.3%で最も多く、次いで「楽しいと感じることと辛いと感じることが同じくらい」が29.8%となっています。



⑤子育て情報の入手先（MA）

子育てに関する情報は、隣近所の人、友人からの入手が7割以上

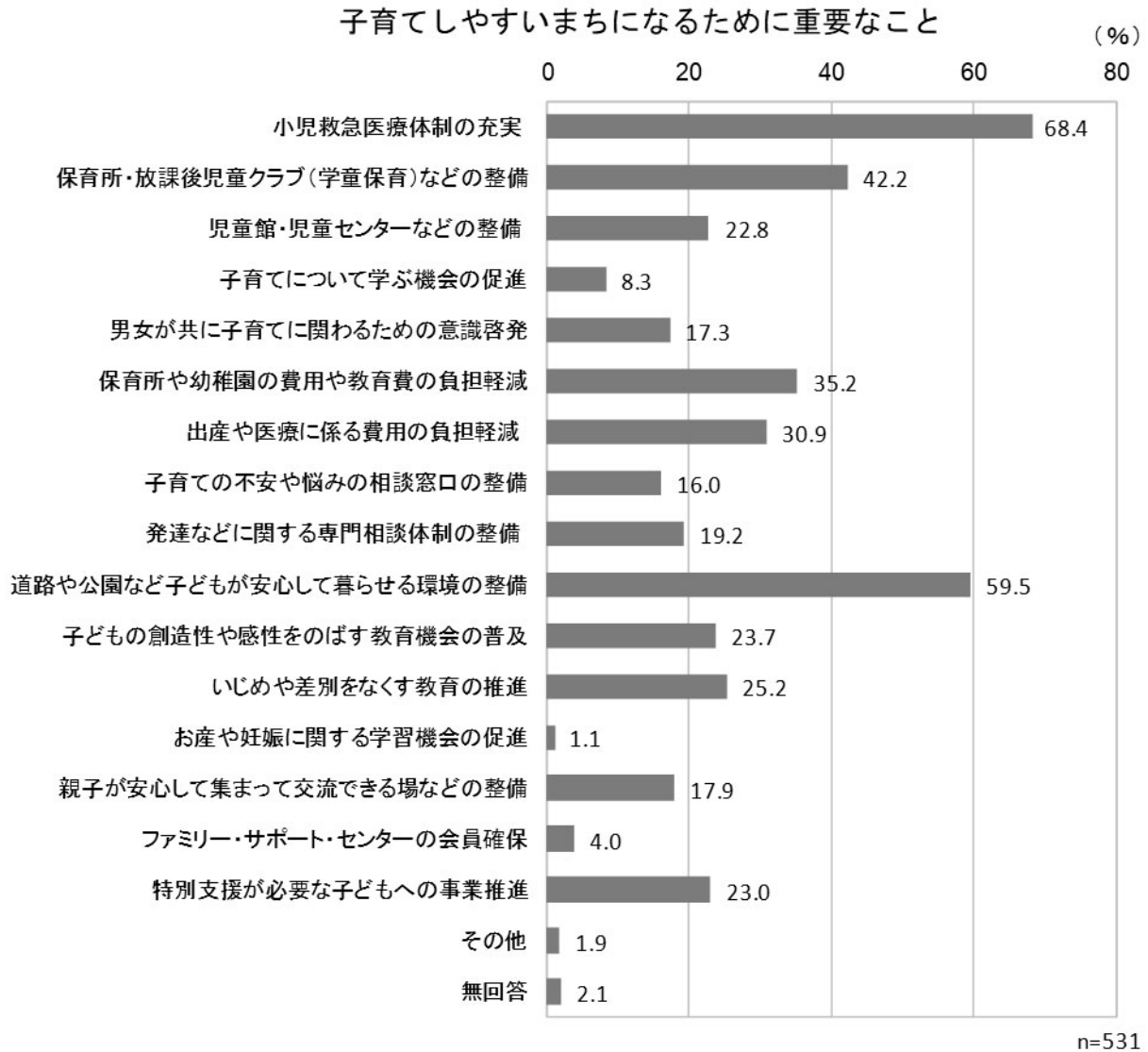
- ・「隣近所の人、知人、友人」が72.5%で最も多く、次いで「保育所、幼稚園、学校」が63.7%、「親族」が40.9%の順となっています。



⑥子育てしやすいまちとなるために必要なこと（MA）

約7割の方は、「小児救急医療体制の充実」が子育てしやすいまちとなるために必要

- ・「小児救急医療体制の充実」が68.4%で最も多く、次いで「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が59.5%、「保育所・放課後児童クラブなどの整備」が42.2%の順となっています。



6. 第一期子ども・子育て支援事業計画の評価

平成26年度に策定した第一期計画では、平成27年度から平成31年度までの5年間に於いて、「幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制」「地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制」のほか「総合的な施策の展開」で、事業の必要量や目標指標を定め、その実現に向けて取り組んでいるところです。各項目の取り組みの状況については以下のとおりです。

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

		H27				H28			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	児童数	2,236		694	1,471	2,218		685	1,434
	①量の見込み	960	1,200	120	616	952	1,190	120	620
	需要率	42.9%	53.7%	17.3%	41.9%	42.9%	53.7%	17.5%	43.2%
確保の内容	認定こども園、保育園、幼稚園	1,073	1,199	79	615	1,073	1,199	91	615
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	3	12	0	0	6	18
	企業主導型保育（地域枠）								
	②供給量合計	1,073	1,199	82	627	1,073	1,199	97	633
実績	児童数	2,218		668	1,408	2,159		634	1,361
	③入所受付数（4/1）	1,120	1,053	93	613	1,016	1,105	80	654
	利用定員	1,110	1,174	79	615	1,160	1,174	85	628
	需要率	50.5%	47.5%	13.9%	43.5%	47.1%	51.2%	12.6%	48.1%
	認定こども園、保育園、幼稚園	1,082	1,045	79	588	984	1,100	68	614
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	0	3	0	0	4	13
	企業主導型保育（地域枠）								
	④供給量合計	1,082	1,045	79	591	984	1,100	72	627

		H29				H30			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	児童数	2,183		677	1,421	2,052		610	1,251
	①量の見込み	937	1,172	123	622	887	1,124	132	644
	需要率	42.9%	53.7%	18.2%	43.8%	43.2%	54.8%	21.6%	51.5%
確保の内容	認定こども園、保育園、幼稚園	1,073	1,199	117	615	1,025	1,219	79	615
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	6	18	0	0	11	27
	企業主導型保育（地域枠）					0	0	0	0
	②供給量合計	1,073	1,199	123	633	1,025	1,219	90	642
実績	児童数	2,088		622	1,294	2,045		558	1,249
	③入所受付数（4/1）	917	1,124	83	656	857	1,157	91	665
	利用定員	1,130	1,174	85	628	1,055	1,375	90	642
	需要率	43.9%	53.8%	13.3%	50.7%	41.9%	56.6%	16.3%	53.2%
	認定こども園、保育園、幼稚園	907	1,123	77	609	841	1,155	73	575
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	2	12	0	0	6	17
	企業主導型保育（地域枠）					0	0	0	0
	④供給量合計	907	1,123	79	621	841	1,155	79	592

		H31			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	児童数	1,972		598	1,232
	①量の見込み	852	1,080	130	634
	需要率	43.2%	54.8%	21.7%	51.5%
確保の内容	認定こども園、保育園、幼稚園	1,055	1,206	85	627
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	11	27
	企業主導型保育（地域枠）	0	0	5	5
	②供給量合計	1,055	1,206	101	659
実績	児童数	1,956		570	1,190
	③入所受付数（4/1）	790	1,149	104	655
	利用定員	1,085	1,158	96	654
	需要率	40.4%	58.7%	18.2%	55.0%
	認定こども園、保育園、幼稚園	773	1,121	79	542
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0
	地域型保育	0	0	8	27
	企業主導型保育（地域枠）	0	0	0	0
	④供給量合計	773	1,121	87	569

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

事業		事業概要	H27	H28	H29	H30	H31
							(計画値)
1	利用者支援に関する事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、福祉、保健、教育等の関係機関との連絡調整等を行う事業	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
2	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業	49,005人 6箇所	51,020人 6箇所	46,597人 6箇所	47,374人 6箇所	52,500人 6箇所
3	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	713件 検診回数7,698回	628件 7,460回	594件 6,753回	517件 6,328回	690件 9,660回
4	乳児全戸訪問事業	生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	648件 訪問率99.7%	628件 98.6%	563件 98.2%	572件 99.1%	652件 100%
5	養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	131件	111件	129件	166件	170件
6	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	0人日	0人日	0人日	0人日	5人日
7	ファミリー・サポート・センター事業	子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）とが、相互に援助活動を行う場合の連絡、調整を行う事業	770人日	1,295人日	941人日	1,507人日	1,100人日
8-1	一時預かり事業（幼稚園）	家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業	26,600人日 5箇所	25,108人日 5箇所	18,675人日 5箇所	17,643人日 5箇所	25,000人日 5箇所
8-2	一時預かり事業（幼稚園以外）	保護者の疾病や冠婚葬祭、育児疲れなど様々な理由から、一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児を預かる事業	7,305人日	6,493人日	6,550人日	7,257人日	8,800人日
9	延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業	2,552人日 4箇所	1,761人日 4箇所	1,425人日 4箇所	1,327人日 4箇所	1,800人日 4箇所
10	病児・病後児保育事業	病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	266人日 1箇所	332人日 1箇所	302人日 1箇所	320人日 1箇所	266人日 1箇所
11	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	低学年684人 高学年2人	779人 2人	905人 26人	898人 29人	892人 30人
12	放課後子ども教室	すべての小学校に就学している児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業	一体型0箇所 連携型4箇所	0箇所 4箇所	0箇所 4箇所	0箇所 4箇所	2箇所 3箇所

(3) 総合的な施策の展開

第一期計画の「第5章 総合的な施策の展開」に掲載した施策・事業について評価を行った結果、「計画どおりで、成果を上げている（評価A）」の割合は、62.1%、「計画どおりではあるが、成果はよくわからない（評価B）」の割合が13.8%となっており、合わせると7割以上が目標達成に向けて計画通りに進捗しています。

（評価について）

A：計画どおりで、成果を上げている

B：計画どおりではあるが、成果はよくわからない

C：計画どおりではないが、一定の成果を上げている

D：計画どおりには取り組めていない

基本目標	推進施策	施策・事業数	評価			
			A	B	C	D
1. 地域で支える子ども子育て	(1)	8	7	1		
	(2)	5	2		2	1
	(3)	2	1			1
	(4)	3	3			
	(5)	8	6	1	1	
	(6)	2			1	1
	小計	28	19 67.9%	2 7.1%	4 14.3%	3 10.7%
2. 子育ての悩みや不安を解消する取り組み	(1)	4	4			
	(2)	3	3			
	(3)	2	1			1
	小計	9	8 88.9%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%
3. 子どもと子育て世帯が安心して暮らせるための取り組み	(1)	3	3			
	(2)	4	1	1	2	
	小計	7	4 57.1%	1 14.3%	2 28.6%	0 0.0%
4. 心豊かで逞しい成長を促す教育環境の整備	(1)	8	3	5		
	(2)	3	2			1
	(3)	3			3	
	小計	14	5 35.7%	5 35.7%	3 21.4%	1 7.1%
合計		58	36 62.1%	8 13.8%	9 15.5%	5 8.6%

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

基本理念を含む基本的な考え方については、基本理念を次のように設定します。

笑顔いっぱい!	親も子どもも笑顔で過ごせるようなまちづくり・仲間づくり
夢いっぱい!	子どもたちが大きな夢を持ち、心豊かに育っていくことができる環境づくり
いきいき子育て	楽しく、前向きに子育てできるようなサポート（ボランティアによる支援、地域の連携・助け合い、行政サービスの充実）のあるまちづくり
のびのび子育て・親育ち	子どもたちが安心して、心身ともにすくすく・のびのびと育つことができるように、また、親も一緒に成長していけるように「子育て・親育ち」を応援するまちづくり

基本理念

**笑顔いっぱい! 夢いっぱい! いきいき子育て
のびのび子育て・親育ち**

子育ての主人公は親です。子どもたちが心身ともにすくすく・のびのびと育ち、親も一緒に成長していけるように効果的な支援をしていきます。

親や家庭が、楽しく前向きに子育てに取り組み、子どもたちが心豊かに育ち、親も子どもも大きな夢を抱いて、笑顔で過ごせるまちづくりを目指します。

2. 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、次の 4 つを四国中央市子ども・子育て支援事業計画の基本目標として総合的に施策を推進します。

基本目標 1 地域で支える子ども子育て

子どもの幸せを第一に考えて、保護者の就労状況等に関わらず、すべての子ども・子育て家庭へ質の高い幼児期の教育・保育を提供するとともに、すべての子育て家庭が孤立することなく、安心して子どもを育てられるように、地域で支える子育て支援の充実を図ります。

また、障がい児や外国人世帯、貧困状態や虐待により社会的養護が必要な子どもなど、特別な支援が必要な子どもに対しては、子ども若者発達支援センターや保健センター等関係機関との連携により、特別な支援が必要な子どもの状況の把握に努めるとともに、受け入れ態勢を整えるなどの調整をおこなうことにより、身近な地域で安心して生活できる環境づくりを推進します。

また、少子化により子どもの人数が減少してくると、地域社会の活力が失われることから、少子化に対する直接的な取り組みとして婚活事業等を推進します。

基本目標 2 子育ての悩みや不安を解消する取り組み

保健・医療、福祉及び教育の分野間の連携を図り、すべての子どもが、心と体が健やかにたくましく育つことを目標とします。

また、妊娠・出産・子育てが安全に、かつ快適にできるよう、妊娠早期からの健康管理・指導を強化し、安心して妊娠・出産・子育てができるような取り組みを推進します。

基本目標 3 子どもと子育て世帯が安心して暮らせるための取り組み

核家族化や都市化の進行等によって、子どもを取り巻く環境の悪化が危惧されています。子どもや保護者が事故や犯罪に巻き込まれることを防ぐため、警察等関係機関と連携した活動を推進します。

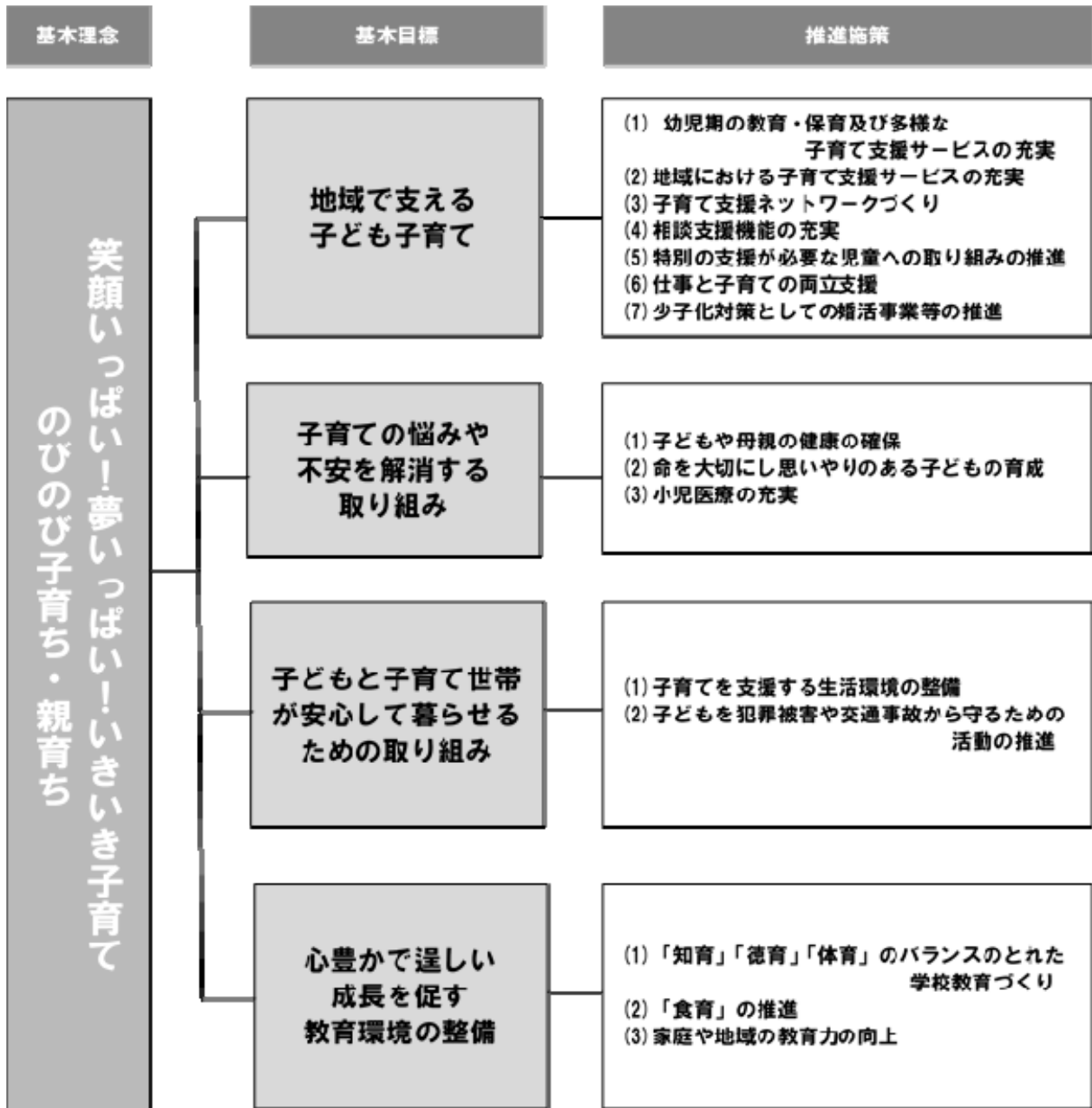
子どもとその保護者が、安心して快適に暮らすことができるよう、良質な住宅の提供や、外出しやすい環境づくりなど、子育てに配慮した総合的なまちづくりを推進します。

基本目標 4 心豊かで逞しい成長を促す教育環境の整備

豊かな人間性と社会性を向上させて、子どもの生きる力の育成を図るとともに、子どもを生み育てることの喜びを実感できる環境の整備を推進します。

3. 施策の体系

計画の施策体系は、次のとおりです。



4. 重点施策

本計画の基本理念の実現に向けて、市の現況や第一期計画の評価やニーズ調査等からみえてきた課題を踏まえ、重点的な取り組みが必要です。計画の効果を高める施策を「重点施策」と位置づけ、推進していきます。

重点施策1 地域子育て支援拠点事業の充実

家庭の中で子どもを育て、不安や悩みを相談することができずに、一人で子育てを抱え込むことのないよう、利用者支援事業を推進し、地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談等を実施するとともに、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、すべての子育て家庭を地域で支えます。

市内の子育て関連機関（こども課など）や市内の子育て支援拠点事業実施箇所（みしま乳児ひよこ、支援センターすくすく、こども村、ふわりん、にこにこルーム、土居おやこ広場）間で、連携・支援に努めるとともに、さらに利用がしやすいようにサービスの向上に努めます。

重点施策2 母子保健対策の充実

妊娠出産・乳幼児期は、生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤となるものです。

しかし、ニーズ調査からも「子どもを叱りすぎているような気がする」「食事や栄養に関すること」や「病気や発育・発達に関すること」などへの不安をもつ母親が多くなっています。安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに子どもを育てるためにも乳児家庭全戸訪問や育児相談、乳幼児健診等あらゆる機会を利用し、育児不安の解消に努めます。

加えて、子育て世代包括支援センターの設置により、福祉、保健、医療などの関係機関と連携を取りながら、よりよい支援ができるよう協力体制の強化に努めます。

重点施策3 放課後児童健全育成事業等の充実

四国中央市では女性の就業率が他地域と比較して高く、また核家族化が進んでいることもあり、放課後などに子どもが安全に過ごせる居場所を求める声が多くあります。このため、放課後児童クラブや放課後子ども教室などを充実させ、子どもが安心して遊べる環境作りに努めます。

重点施策4 保育人材の確保方策の充実

全国的に保育士の人材不足が問題となっており、四国中央市においても保育園や児童クラブなどで、拡大する利用ニーズに対応しきれていない状況が課題となっています。このため、新たに保育士等を目指す方や潜在保育士の就職への支援と、現在働いている方の離職を減らすことの両面からの支援を充実していきます。

第4章 量の見込みと提供体制

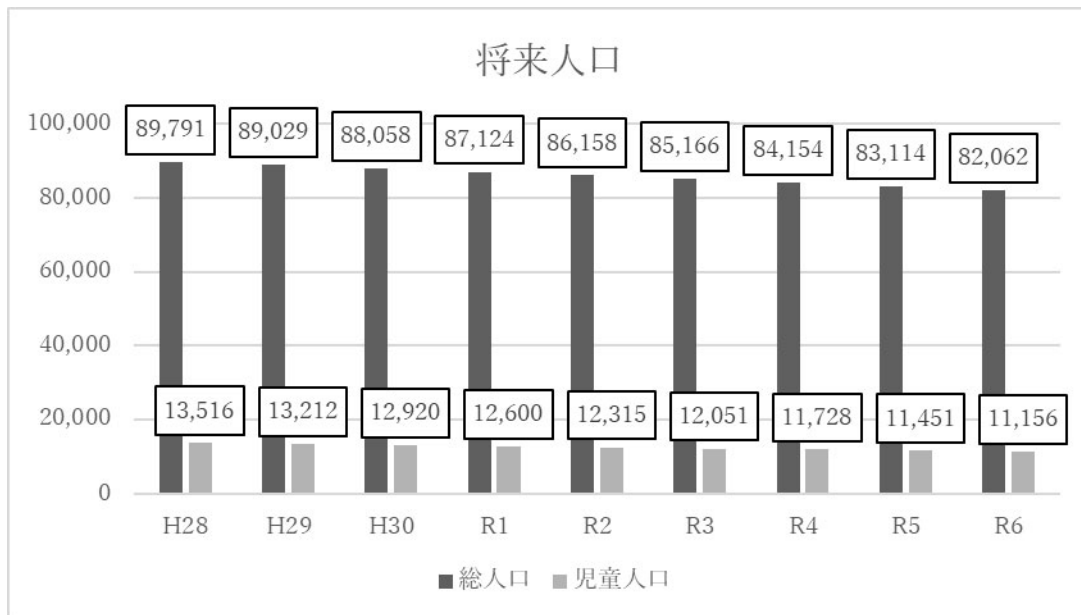
1. 将来の子ども人口

将来人口は、住民基本台帳及び外国人登録原票の各年4月1日の実績データ（H26～H30）に基づき、1歳以上の性別年齢別の人口については、コーホート（今回は性別1歳階級別）変化率法を用い推計し、0歳児の人口については市の過去の出生人口と15～49歳女子人口との比率（女性子ども比）により推計しています。

（1）将来人口

住民基本台帳による本市の総人口は、今後も減少傾向で推移し、平成30年度の88,058人から、計画最終年度である令和6年度には82,062人にまで減少するものと見込んでいます。

0～18歳未満の児童人口についても、減少傾向で推移し、平成30年度の12,920人（14.7%）から11,156人（13.6%）にまで減少するものと想定されます。



※H28～30は現況、R1～6年は推計

(2) 児童人口

就学前(0～5歳)のこども人口についても、減少傾向で推移し、平成30年度の3,846人から3,169人へと680人程度の減少、小学生(6～11歳)は4,430人から3,715人へと710人程度の減少が想定されます。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
児童人口	13,516	13,212	12,920	12,600	12,315	12,051	11,728	11,451	11,156
0歳	633	617	548	566	551	536	523	511	497
1歳	683	630	630	553	571	556	541	528	516
2歳	664	670	626	627	551	569	554	539	526
3歳	736	656	664	618	619	544	562	547	532
4歳	685	726	654	657	611	612	538	556	541
5歳	744	692	724	655	658	612	613	539	557
6歳	737	739	688	718	650	653	607	608	534
7歳	768	731	740	685	715	647	650	604	605
8歳	829	769	724	737	682	712	644	647	601
9歳	701	822	766	718	731	676	706	639	642
10歳	757	699	818	761	713	726	671	701	634
11歳	764	755	694	816	759	711	724	669	699
12歳	804	748	751	686	806	750	703	716	661
13歳	753	805	745	749	684	804	748	701	714
14歳	785	753	803	744	748	683	803	747	700
15歳	824	776	744	793	734	738	674	792	736
16歳	808	821	776	742	791	732	736	672	790
17歳	841	803	825	775	741	790	731	735	671
就学前	4,145	3,991	3,846	3,676	3,561	3,429	3,331	3,220	3,169
小学生	4,556	4,515	4,430	4,435	4,250	4,125	4,002	3,868	3,715
低学年	2,334	2,239	2,152	2,140	2,047	2,012	1,901	1,859	1,740
高学年	2,222	2,276	2,278	2,295	2,203	2,113	2,101	2,009	1,975
中学生	2,342	2,306	2,299	2,179	2,238	2,237	2,254	2,164	2,075
高校生	2,473	2,400	2,345	2,310	2,266	2,260	2,141	2,199	2,197
対総人口比率	15.1%	14.8%	14.7%	14.5%	14.3%	14.2%	13.9%	13.8%	13.6%

2. 教育・保育提供区域

(1) 「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。

“基本指針”における教育・保育提供区域の考え方

- 1 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案すること
- 2 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域とすること
- 3 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準になることを踏まえた区域とすること
- 4 地域子ども・子育て支援事業（13事業）と共通の区域設定とすることが原則となること

(2) 四国中央市における「教育・保育提供区域」

本市では、保育所利用にあたっては、保護者の通勤上の都合や特色ある施設の利用等の理由などから、居住地区（4地区）を超えた利用が少なくないこと。

また、複数の区域を設定した場合、施設配置バランスの誘導・確保といったメリット以上に、新規事業展開にかかる制約や、市内全体での広域的な需給調整に伴う不合理といったデメリットが大きいことなどを踏まえたうえで、「教育・保育を提供する区域」を全市1区域と定めます。

教育・保育提供区域を
『四国中央市全域』として設定します

3. 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容等は、以下のとおりです。

[量の見込と提供体制]

		R2				R3			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	児童数	1,888		551	1,122	1,768		536	1,125
	①量の見込み	755	1,095	104	617	707	1,025	107	618
	需要率	40.0%	58.0%	19.0%	55.0%	40.0%	58.0%	20.0%	55.0%
確保の内容	認定こども園、保育園、幼稚園	1,055	1,298	91	634	1,055	1,298	91	634
	地域型保育	0	0	14	36	0	0	14	36
	企業主導型保育（地域枠）	0	0	0	0	0	0	5	5
	②供給量合計	1,055	1,298	105	670	1,055	1,298	110	675

		R4				R5			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	児童数	1,713		523	1,095	1,642		511	1,067
	①量の見込み	685	993	109	602	656	952	112	586
	需要率	40.0%	58.0%	21.0%	55.0%	40.0%	58.0%	22.0%	55.0%
確保の内容	認定こども園、保育園、幼稚園	1,055	1,298	91	634	1,055	1,298	91	634
	地域型保育	0	0	14	36	0	0	14	36
	企業主導型保育（地域枠）	0	0	5	5	0	0	5	5
	②供給量合計	1,055	1,298	110	675	1,055	1,298	110	675

		R6			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
量の見込み	児童数	1,630		497	1,042
	①量の見込み	652	945	114	573
	需要率	40.0%	58.0%	23.0%	55.0%
確保の内容	認定こども園、保育園、幼稚園	1,004	1,295	97	638
	地域型保育	0	0	14	36
	企業主導型保育（地域枠）	0	0	5	5
	②供給量合計	1,004	1,295	116	679

[提供体制確保の考え方]

- ・ 1、2号の利用定員数は利用ニーズを大幅に上回っており、十分な確保ができています。
- ・ 3号認定の0歳児の利用ニーズが、これからも高い水準で推移すると考えられることから、地域型保育などの開園支援を進めます。
- ・ 3号の1、2歳児においても利用定員数は確保できていますが、保育士不足が全国的な問題となっており、特に公立園では充足できていないため、市全体で利用定員までの受入れが継続できるように、保育士等の確保を進めます。
- ・ 公立園においては、就学前児童数の推移を見ながら、計画的に統廃合を進め、幼・保連携型認定こども園へ移行します。
- ・ 令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴う影響を現時点では予測しにくいいため、中間見直しで修正を行います。

4. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容は、以下のとおりです。

(1) 利用者支援に関する事業

[事業の概要]

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、福祉、保健、教育等の関係機関との連絡調整等を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

[提供体制確保の考え方]

- ・平成30年度より「子育て世代包括支援センター」を開設し専任職員を配置。
- ・福祉、保健、教育等の関係機関と連携し、事業の継続実施をしていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

[事業の概要]

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人回	40,316	38,821	38,346	37,378	36,428
確保方策	箇所	6	6	6	6	6

※注 人回：のべ人数

[提供体制確保の考え方]

- ・現在の提供体制の充実及び市内の各拠点間の連携を図っていきます。

(3) 妊婦健康診査

[事業の概要]

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
0歳推計人口	人	551	536	523	511	497
量の見込み	件	584	568	554	541	527
1人あたり検診回数	回	14	14	14	14	14
検診回数	回	8,176	7,952	7,756	7,574	7,378

[提供体制確保の考え方]

- ・実施場所：全国医療機関
- ・実施時期：通年実施
- ・実施体制：医療機関との委託契約
- ・検査項目：県が定める基本的な妊婦健康診査項目
- ・妊婦に対しての100%実施を図っていきます。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

[事業の概要]

生後4箇月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
0歳推計人口	人	551	536	523	511	497
量の見込み	件	551	536	523	511	497
訪問率	%	100%	100%	100%	100%	100%

[提供体制確保の考え方]

- ・保健師、看護師及び委託事業者等で訪問事業実施。
- ・乳児家庭に対して、100%訪問を図っていきます。

(5) 養育支援訪問事業等

[事業の概要]

養育支援が特に必要な家庭に対して、居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

[量の見込みと確保方策]

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
延べ訪問数	件	124	121	118	115	112

[提供体制確保の考え方]

- ・実施体制等:家庭相談員・保健師等で訪問事業実施。
- ・養育支援が特に必要な家庭に対して、100%実施を図っていきます。

(6) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

[事業の概要]

子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方（利用会員）と、援助を行うことを希望する方（提供会員）とが、相互に援助活動を行う場合の連絡、調整を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人日	992	963	934	903	867
確保方策	人日	992	963	934	903	867

[提供体制確保の考え方]

- ・現在の提供体制を提供会員増により拡大するとともに、依頼会員となる対象者への事業周知を図りながら、引き続き実施します。

(7-1) 一時預かり事業（幼稚園）

[事業の概要]

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児に対し、主として昼間に、認定こども園、幼稚園等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

[量の見込みと確保方策]

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
1号利用	人日	3,050	2,856	2,767	2,653	2,633
2号利用	人日	10,510	9,842	9,536	9,141	9,074
確保人日	人日	13,560	12,698	12,303	11,794	11,707
確保箇所	箇所	5	5	5	5	5

[提供体制確保の考え方]

- ・現在の提供体制の充実を図っていきます。

(7-2) 一時預かり事業（幼稚園以外）

[事業の概要]

保護者の疾病や冠婚葬祭、育児疲れなど様々な理由から、一時的に家庭での保育が困難になった乳幼児を預かる事業です。

[量の見込みと確保方策]

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人日	6,548	6,294	6,109	5,893	5,813
確保方策	人日	6,548	6,294	6,109	5,893	5,813

[提供体制確保の考え方]

- ・現在の提供体制の充実を図っていきます。

(8) 延長保育事業

[事業の概要]

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

[量の見込みと確保方策]

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	人日	353	340	330	319	314
確保人日	人日	353	340	330	319	314
確保箇所	箇所	4	4	4	4	4

[提供体制確保の考え方]

- ・現在の提供体制の充実を図っていきます。

(9) 病児・病後児保育事業

[事業の概要]

病児・病後児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

[量の見込みと確保方策]

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
見込み病児	人日	268	258	251	242	238
見込み緊急	人日	-	-	-	-	-
確保病児	人日	268	258	251	242	238
	箇所	1	1	1	1	1
確保緊急	人日	-	-	-	-	-

[提供体制確保の考え方]

- ・現在の提供体制の充実を図っていきます。

(10) 放課後児童クラブ

[事業の概要]

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

[量の見込みと確保方策]

年度		単位	R2	R3	R4	R5	R6
低学年人口推計		人	2,047	2,012	1,901	1,859	1,740
高学年人口推計		人	2,203	2,113	2,101	2,009	1,975
①量の見込み	低学年	人	946	930	879	860	804
	高学年	人	182	174	173	166	163
需要率	低学年	人	46.2%	46.2%	46.2%	46.3%	46.2%
	高学年	人	8.3%	8.2%	8.2%	8.3%	8.3%
②確保方策	低学年	人	946	930	879	860	804
	高学年	人	111	127	173	166	163
②－①			-71	-47	0	0	0

[提供体制確保の考え方]

- ・ひとり親家庭や低学年児童など、必要性の高い児童が利用しやすい仕組みに見直します。
- ・民間等の参入を進め、提供体制の充実を図っていきます。

(11) 放課後子ども教室

[事業の概要]

すべての小学校に就学している児童を対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する事業です。

年度	単位	R2	R3	R4	R5	R6
整備数	箇所	5	5	5	5	5

[実施方策の考え方]

現在、市内4小学校区の公民館等で連携型により実施しています。今後も、共働き家庭等の児童を含めたすべての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるよう、両事業の連携型、一体型による事業実施の推進を図っていきます。

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

(1) 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

- ・子育て支援施設の再編等について（P42 参照）

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

乳幼児期の発達が連続性を有すること、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培うことに十分留意し、妊娠期を含むすべての子育て家庭に適切なサービス・事業の利用を促進するとともに、質の高い保育サービス及び地域子ども・子育て支援事業を提供するよう、福祉、保健、教育等の関係機関と連携して取り組みます。

(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な保幼小連携の取り組みの推進

保育所や幼稚園と小・中学校との連携を深め、子どもの成長に切れ目のない支援と環境づくりを進めます。

(4) 保幼小の連携に係る取り組み

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、その他の小学校就学前子ども等に係る施策との緊密な連携を図ります。

6. 子育て支援施設の再編等について

(1) 基本的な考え方

就学前の教育・保育は、子どもが現在を最も良く生き、遊びを中心とする集団生活の中で健やかに育ち、生涯にわたる人格形成の基礎を培ううえで、極めて重要なものといえます。

しかし、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきており、既に子どもの数が減少の一途でありながら家庭や地域の子育て力の低下が指摘されている現在、保護者の多様なニーズに的確に対応し、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境を作るため、子育て支援施設が提供するサービスの質を高め、内容の拡充及び施設の統廃合により効率化を図らなければなりません。

また、老朽化し、設置当時から変化した保育環境等に適応していない公立施設のうち、存続する施設においては早急に改善等が必要となっております。

その一方で私立の保育園・幼稚園においては、増改築や認定こども園化を図るなど、ニーズや社会情勢への対応力を見せております。

これらの状況に鑑み、子どもの利益と適正な税負担を第一に考え、子どもに対する質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上を図る支援を実施するため、以下のポイントに着目して公立の子育て支援施設（主に保育園・幼稚園）の再編を進めるものとします。

(2) 基本方針

① 施設の利用効率の向上

子どもの数が減少したことにより過大な税負担となっている施設の利用効率を高めるため、定員規模の適正化を図るとともに施設の数が多いほど分散し非効率となってしまう保育士等の集約の意図も加えての統廃合を実施します。

② 施設の安全性の向上

子育て支援施設は常に乳幼児等が使用する施設であることから、施設の更新と大規模改修を進め、安全で利用しやすい施設を整備します。また、災害危険及び改修費が多額である老朽施設は廃止します。

③ 公私の役割分担

私立施設での提供が可能なサービスについてはこれを支持し、公立施設は公立の良さを維持しながらその不足を補う形での施設維持をしていきます。また、指定管理者制度の導入や公立施設の民間移譲等についても進めていくこととします。

第5章 総合的な施策の展開

※この章における目標指標は、子ども・子育て支援法における「教育・保育等の量の見込みと提供体制」以外の計画期間における施策の達成状況を把握するための指標（目標数値等）

基本目標 1 地域で支える子ども子育て

(1) 幼児期の教育・保育及び多様な子育て支援サービスの充実

◇現況と課題◇

女性の就労の増加や核家族化等により保育ニーズが増加している中、本市においても年度途中の一時的な待機児童が生じている状況がみられる一方で、幼稚園については、利用者数が定員を下回っている状況となっています。

アンケート調査からも、教育・保育施設を未利用の理由として、施設に空きがないという回答もみられ、また、一時預かりや延長保育、放課後児童クラブの利用意向が高くなっています。

新制度では、地域における保育・教育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず、すべての子ども・子育て家庭へ質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

そのためにも、一層の保育・教育の質の向上を進めていく必要があります。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
①通常保育の充実 (再掲：p34 参照)	低年齢児保育のニーズは依然として高いことから、更に低年齢児を受け入れる環境の整備に努めます。	継続	こども課	
②延長保育事業の充実 (再掲：p39 参照)	市内4園で実施しています。 今後とも、延長保育が利用しやすいよう努めます。	継続	こども課	
③一時預かり事業の拡大 (再掲：p38 参照)	低年齢児からの利用要望も多くなっており、今後もニーズ把握、施設の状況等を考え合わせ、検討を行います。	継続	こども課	
④病児病後児保育事業の充実 (再掲：p39 参照)	「エミリア」での利用状況は安定しており、同じ事業体制を継続しています。 ニーズ把握により今後も利用しやすい体制の検討を行っていきます。	継続	こども課	

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
⑤幼稚園教育の充実 (再掲：p41 参照)	<p>家庭や地域社会との連携を図りながら、幼児や地域の実態に即した特色ある教育を推進し、豊かな人間性や生きる力の基礎を培う幼稚園教育の充実に努めます。</p> <p>また、幼・保・小との連携を図り、教員の資質や専門性の向上に努め子育て支援施策を一層推進していきます。</p>	継続	こども課	
⑥子育て支援施設の再編 (再掲：p42 参照)	<p>公立保育所・幼稚園については、施設の老朽化が進んでいるほか、ニーズや社会情勢の変化に適應していない施設があります。</p> <p>このため、子どもの利益と適正な税負担を第一に考え、質の高い教育・保育の提供や保護者や地域の子育て環境の向上を図るため、子育て施設の再編を進めます。</p>	拡大	こども課	
⑦合理化の推進による負担抑制と受益者負担の再検討	<p>令和元年10月より幼児教育・保育の無償化がスタートし、3～5歳の保育料が無償化されましたが、給食費や0～2歳の課税世帯の保育料は対象外です。</p> <p>こうした料金の受益者負担については、経済情勢等を見極めながら適正な負担の再検討に取り組みます。</p> <p>保育事業全般にわたり、なお一層の合理化による費用の抑制を図っていきます。</p>	拡大	こども課	
⑧紙おむつ支給事業	<p>市内に本社のある紙おむつメーカー2社と協力し、1歳になるまでの子どもがいる保護者に紙おむつを無償で提供できるよう子育て応援券を交付しています。</p> <p>2社との協力体制を維持し、事業継続できるよう努めます。</p>	継続	保健推進課 ・こども課	○

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6 年度
⑧紙おむつ支給事業	紙おむつ券の交付枚数	235,040 枚	348,000 枚

(2) 地域における子育て支援サービスの充実

◇現況と課題◇

少子化や核家族化に伴い、親類等の援助が得られない子育て家庭が増加し、地域における子育ての孤立化が進んでいます。

アンケート調査からも、預かってもらえる親族・知人がいない人が 9.3%みられ、欲しい支援としては、話を聞いてもらえる場や気軽に預けられる場を望む意見が多くみられました。

また、子育ての楽しみや喜びについても「楽しみや喜びを感じるが、時々不安や負担を感じる」が 65.5%で最も多くなっています。

核家族化の進行や近隣関係の希薄化などにより、子育てに対する負担感や不安感に繋がることから、すべての子どもと家庭を地域全体で支える取り組みが不可欠です。

そのためにも、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
①地域子育て支援拠点事業の充実 (再掲：p35 参照)	市内の子育て関連機関(こども課など)や市内の子育て支援拠点事業実施箇所(みしま乳児ひよこ、支援センターすくすく、こども村、ふわりん、にこにこルーム、土居おやこ広場)間で、連携・支援に努めるとともに、さらに利用がしやすいようにサービスの向上に努めます。	継続	こども課	○
②児童館の充実	児童センターにおいては、年間を通じてのイベントを充実するなど、引き続き、事業内容の充実を図っていきます。 土居こども館においては、土居地域の児童館に代わる施設として充実を図っていきます。	継続	こども課	○
③放課後児童健全育成事業の充実 (再掲：p40 参照)	児童クラブについては、市内全 19 校で開設しています。引き続き、児童を安全に受け入れるため、施設や人員の確保などにより、増加する利用ニーズへの対応に努めます。	継続	こども課	
④ファミリー・サポート・センターの充実 (再掲：p37 参照)	登録会員同士の理解とサービス制度の周知を図り、サポート事業の利用者増加が図られています。更に会員数を増やし、活発な活動に努めます。	継続	こども課	

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
⑤子どもの居場所づくりの推進 (再掲：p40 参照)	長津小、関川小、小富士小、金生第一小放課後子ども教室において、それぞれ活動の充実が図られています。 引き続き、年齢や地域環境に応じた子どもの居場所づくりについて広い視野で検討するとともに、放課後に誰もが参加できる放課後子ども教室を充実させます。	継続	生涯学習課	

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6 年度
①地域子育て支援拠点事業の充実	子育て支援講習の年の実施総回数	203回	200回
②児童館の充実	みしま児童センターの年間利用人数	19,222 人	19,000 人

(3) 子育て支援ネットワークづくり

◇現況と課題◇

アンケート調査の自由意見からは、地域における子育て支援に関する支援や交流に対する要望の意見が多くみられます。

地域においては、子育てに関する様々な活動団体、関連機関があり、また、世代間交流としてのシルバー世代など人的な社会資源の活用を図っています。

今後も、地域で子育てや子育てを支えていけるよう、子育てサークルの育成や、地域における子育て支援団体等と連携して協力しながら、ネットワーク活動の一層拡大と、地域の住民の多くが子育てへの関心理解を深め地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する啓発をしていくことが子育て環境の充実には必要です。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
① 子育て支援員等の養成と支援体制の充実	子どもが健やかに成長できる環境や体制を整備するために、愛媛県が実施している「子育て支援員研修」の活用を図り、子育て支援の担い手となる人材の確保に努めます。	継続	こども課	○
② 地域子育て関係団体の連携強化と子育て文化の醸成	核家族化が進み共働き世帯が増えていく中で、関係団体の愛護班連合会やしこちゅ〜ほこほこネットでの各研修会等の開催等などにより、より一層の連携強化を図り、地域ぐるみで子どもを守り、育てていく「地域ぐるみの意識」の高揚を図っていきます。	継続	こども課	

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6 年度
① 子育て支援員の養成と支援体制の充実	子育て支援員研修修了者累計数	59人	135人

(4) 相談支援機能の充実

◇現況と課題◇

アンケート調査からは、相談相手がない人が就学前児童調査で 4.6%、就学前調査 5.8%みられます。また、主な相談先としては、親族や知人が最も多くなっています。

また、保護者が悩んでいることとしては、「子どもを叱りすぎているような気がする」となっています。

子どもの叱りすぎは、自らの不満や不安からくるものも多いため、親の育児不安の解消等を図るために、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援体制の整備及び関係機関との連携を図ることが重要です。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
①子育て総合相談機能の強化	こども課子育て総合窓口として、広報紙により、誰もが気軽に利用できる窓口として広く周知に努めます。福祉、保健、教育等の関係機関との連携による継続した相談・支援体制を図り、早期対応に努めます。	継続	こども課	○
②子育て支援中核機能の強化	子育て支援団体の「しこちゅ〜・ほこほこネット」での子育てフェスタの開催や各専門部会の活動の充実を図ります。 また、子育てに関する関係団体のネットワークを構築し、「子育て環境、四国一」を目指します。	継続	こども課	○
③利用者支援に関する事業 (再掲：p35 参照)	「子育て世代包括支援センター」開設による、妊娠・出産・育児に関する総合的な支援体制の充実を図ります。	継続	保健推進課	

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6 年度
①子育て総合相談機能の強化	相談件数	50件	50件
②子育て支援中核機能の強化	子育て支援ネットワーク内で研修会等の実施回数	12回	12回

(5) 特別な支援が必要な児童への取り組みの推進

◇現況と課題◇

すべての子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止に向けた体制を強化するとともに、いじめや不登校、児童虐待など、心のケアを必要とする子どもに対する相談体制の充実を図る必要があります。

さらに、子育てと仕事を一人で両立させなければならないひとり親家庭も増加してきていることから、これら、保護を要する子ども、障がい等配慮が必要な子ども、ひとり親家庭、また、今後さらに増加すると思われる外国人世帯の子どもへの対応など、様々な状況にある子どもや家庭が、子ども・子育てに関わる施設や事業を円滑に利用していくための体制の整備や支援内容の充実を図る必要があります。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
①児童虐待防止対策の強化	<p>養育の困難な家庭に対し、相談や支援により児童虐待の未然防止に努め、迅速・適切に対応を図ります。</p> <p>また、要保護児童対策地域協議会の構成団体を中心に、虐待を未然に防ぐための情報収集に努め、虐待が確認された場合等には、福祉、保健、教育等の関係機関や児童相談所、警察等が連携して対応していきます。</p>	拡大	こども課	○
② 発達支援・障がい児支援施策の推進	<p>子ども若者発達支援センターを拠点として、発達上の支援を必要としている園児や児童に対し、積極的な相談や療育に努め、総合的な支援を行っていきます。</p> <p>また、保護者の「気づき」段階からの乳幼児の発達支援・障がい児支援を、保育や母子保健等の関係機関と連携しながら推進します。</p> <p>そして、積極的な計画相談支援や療育に努め、適切な福祉サービス提供に繋ぎ、子どもの健やかな成長を図ります。</p>	拡大	発達支援課 生活福祉課	○
③ 特別支援教育の充実	<p>個々のニーズに応じた教育の保障や共生社会をめざし、福祉、保健、教育等の各関係機関と連携しながら、子どもを中心にすえた教育を行います。また、令和3年4月開校の新居浜特別支援学校四国中央市分校（仮称）のセンター的機能を活用し、特別支援教育の充実を図ります。</p>	拡大	学校教育課	

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
④ ひとり親世帯やの子育て支援の充実	<p>経済的支援の充実を図るためハローワークなどとの連携を図り、就職や各支援制度の情報提供を行い、高等職業訓練促進費の利用、また資格取得など就労安定を図ります。</p> <p>また、父子世帯でも利用できる各種支援制度やサービスについての広報活動や積極的な情報提供を行います。</p>	拡大	こども課	
⑤ 外国人世帯の子育て支援の充実	<p>日本語によるコミュニケーションが十分でない外国人世帯に対しても、必要な子育て支援が提供できるよう、申請書や説明書などの多言語対応など、多文化共生社会の考えに基づいた情報発信等を行います。</p>	拡大	こども課	
⑥ 不登校対策の充実	<p>川之江地域の支援を充実させるために、休室している適応指導教室「キトリ」の再開を検討します。</p> <p>また、ハートなんでも相談員については、学校の現状を踏まえて、配置や週当たりの勤務日数の増加を検討します。</p> <p>さらに、学校と相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、こども支援室、適応指導教室、医療機関など関係機関との連携を強化していきます。</p>	拡大	学校教育課	○
⑦ 非行・いじめ対策の充実	<p>啓発冊子「すこやか育成」の作成配布や、「明るく住みよい社会づくり」推進標語の募集、懸垂幕の作成による広報、啓発を実施します。また、補導委員会や学校、警察などとの連携をより密にし、補導活動の充実、強化に努めます。</p> <p>子どもに関係する諸機関と「こども支援室」のネットワーク化を図り、少年に関する様々な問題解決の円滑化、迅速化を図ります。</p>	継続	学校教育課	○
⑧ 養育支援訪問 (再掲：p37 参照)	<p>養育困難家庭の把握に努め、専門員による適切な支援を行うと同時に、家事支援等を実施することにより、児童虐待防止の取り組みを強化し、要保護児童対策地域協議会の構成団体との連携による児童虐待防止を推進します。</p>	継続	こども課	

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6 年度
①児童虐待防止対策の強化	要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会実施回数	48回	48回
② 発達支援・障がい児支援 施策の推進	個別支援計画作成者総数	1,200人	1,800人
	障がい児相談支援利用者数	47人	60人
	障がい児通所支援サービス利用者数 (児童発達支援・放課後等デイ サービス等)	延べ480件	延べ600件
	障害児等福祉審議会、子ども若 者ネットワーク会議の開催回数	8回	9回
⑥不登校対策の充実	不登校児童・生徒数	76人	75人
⑦非行・いじめ対策の充実	街頭補導の年実施回数	651回	700回

(6) 仕事と子育ての両立支援

◇現況と課題◇

本市の女性の就業率は、全国値や愛媛県の値に比べ高く、また、合計特殊出生率も高く、仕事と子育てを両立させている状況がみられます。

今後、ますます女性の就業率が高くなっていくことが想定されるため、より一層、子育てと仕事の両立、いわゆるワーク・ライフ・バランスを推進することで、子育てをしやすいまちづくりを進めます。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の 方向性	担当課	目標 指標
①事業主や職場の 理解	ワーク・ライフ・バランスの観点から、引き続き事業主や職場の理解が得られるような啓発活動を進めていきます。	拡大	こども課	○
②家族や周囲の理 解	今後とも、啓発活動を進め、子育て世代(とくに母親)が自己実現と子育てを両立できるような風土を培っていきます。	拡大	こども課	

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6 年度
①事業主や職場の理解	ワーク・ライフ・バランス啓発 講演会の年間実施回数	0回	2回

(7) 少子化対策としての婚活事業の推進

◇現況と課題◇

少子化により子ども的人数が少なくなると、地域の活力が損なわれることとなります。少子化の原因は出生率の低下よりもむしろ未婚率の高まりによるものといわれており、愛媛県内では、30歳代の男性の3人に1人、女性の4人に1人が未婚であるなど、未婚化・晩婚化はますます顕著になっています。

このような中、30歳を中心とする若者世代が、結婚しない主な理由に、適当な相手にめぐり会えないことを挙げている現状などを踏まえ、えひめ結婚支援センターと連携して、未婚の男女に出会いの場を提供する結婚支援イベントを開催等により少子化対策に取り組みます。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
① 結婚に関する支援体制の充実	えひめ結婚支援センターなど結婚を支援する団体等との連携を図り、婚活イベントなどの開催により、出会いの場を提供します。	拡大	こども課	○

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6年度
① 結婚に関する支援体制の充実	市婚活イベント等による累計成婚数	8組	14組

(1) 子どもや母親の健康の確保

◇現況と課題◇

妊娠や出産、子育ては母親の負担が多く、就学前アンケート調査からは 68.6%の方が「子育てに不安や負担を感じる」と回答しています。

子どもを安心して産み、ゆとりをもって健やかに育てるためには、妊娠・出産から乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を図り、総合的な、継続した母性並びに乳幼児の健康の確保と、子どもが健やかに育つ環境の整備が必要になります。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
① 母子保健対策の充実 (再掲: p36 参照)	乳児家庭全戸訪問事業を行い、育児不安の解消に努めます。 また、育児相談や乳幼児健診等あらゆる機会を利用し、育児不安の解消に努めます。 加えて、福祉、保健、医療等関係機関と連携を取りながら、よりよい支援ができるよう協力体制の強化に努めます。	継続	保健推進課	○
② 良好な親子関係の形成	絵本を介して親子の交流を深めてもらうため、乳幼児、幼児、小学生を対象のおはなし会の充実等に努めます。	継続	文化・スポーツ振興課	○
③ 不妊治療費の助成	不妊治療のうち体外受精及び顕微授精を行っている夫婦に対し、費用の一部を助成することにより経済的負担の軽減を図ります。	継続	保健推進課	
④ 生活習慣や食生活の改善	離乳食完了期から幼児食への移行期の食生活について乳幼児対象のクラブや子育て支援センター等で啓発指導を進めます。また、正しい生活習慣の定着について、健診時保護者に対し啓発指導を行っていきます。	継続	保健推進課	
⑤ 妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の構築	妊娠届出時の妊婦アンケートや妊婦一般健康診査等により全ての妊婦について把握・管理し、必要なケースについては、支援プランを作成し必要な支援につなげます。 また、各関係機関と連携し、就園まで切れ目のない、継続した支援を行います。	拡大	保健推進課	

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6 年度
①母子保健対策の充実	乳幼児健診の受診率	98.2%	98%
	乳児家庭全戸訪問の際、育児不安解消等のため質問票等の使用	99%	100%
②良好な親子関係の形成	市内図書館でのおはなし会の年参加者総数	3,100人	3,200人

（２）命を大切にし思いやりのある子どもの育成

◇現況と課題◇

十代の人工妊娠中絶、若年出産や性感染症の増加等が問題となり、また、喫煙や飲酒、さらには薬物依存の問題等、思春期の子どもたちの心身の健康をむしばむ問題は多様化しています。

成長過程にある思春期は、大人と子どもの両面を持つ時期であり、保護者をはじめとして周囲の人たちが、思春期の特性を十分理解したうえで接することが必要です。

このため、性や性感染症の教育、喫煙や薬物に関する正しい知識の普及・啓発により心身の健やかな発達と豊かな母性、父性を促すための取り組みを進めます。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
① 思春期教室の実施	市内全中学1年生を対象とした思春期教室を実施して、思春期に起こりうる心身の変化や、性感染症についての正しい知識の普及・啓発に努めます。また、妊婦体験やオムツ交換などの体験も行います。 今後も、自分の命はもちろん、周りの人の命にまで目を向け、自他ともに大切な命であることや、思いやりの心が持てる生徒を育成することを目標にして性教育などを実施していきます。	継続	保健推進課	○

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
②喫煙等に関する啓発	<p>早い段階から、健康に害を及ぼす喫煙・薬物等について、正しい知識を普及させます。</p> <p>思春期教室や若い世代が集まる場において、積極的に啓発し、自分の健康を守り、他の人達への思いやりの気持ちを持ってもらえるよう推進していきます。</p> <p>現場の医師の講演等の実施によるがん教育で早期発見の大切さ等、あらゆる世代へ啓発していきます。</p>	継続	保健推進課	○
③保健事業と学校保健等との連携強化	<p>就学以降の児童については、学校保健等との連携により、予防接種勧奨のチラシ配布等を通じ積極的な予防接種を呼びかける等、感染症予防対策には万全を尽くします。</p> <p>また中学生を対象に思春期教室を開催する等、学校保健等との連携を強化し、事業が効果的に推進できるよう努めます。</p>	継続	保健推進課	

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6 年度
① 思春期教室の実施	自分のことが大事だと思う生徒の割合	93%	95%
② 喫煙等に関する啓発	ママパパ学級での喫煙に関する啓発	年4回	年4回

(3) 小児医療の充実

◇現況と課題◇

少子化が急速に進む中、子どもの健やかな成長を支援するとともに、安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりのためには、小児医療体制の確立は欠くことのできないものです。

アンケート調査からも、子育てしやすいまちになるためには、「小児救急医療体制の充実」を望む意見が最も多く、より一層の小児医療の充実が求められていることが分かります。

そのためには、小児医療の充実・確保に努めるとともに、地域医療体制及び救急医療体制の機能強化のため、医療機関等との連携を強化し、救急・休日・夜間診療体制の整備などきめ細かな医療サービスの提供に努める必要があります。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
①乳幼児医療費助成制度の充実	こども医療費助成制度として、0歳から小学校入学までの子どもの入通院と小学生から中学生の子ども入院に対する保険診療の自己負担の助成を行います。	継続	国保医療課	
②小児救急医療の充実	一次救急の役割を担う「急患医療センター」の診療機能を維持するとともに、二次救急医療体制では、当面は東予東部地域における広域輪番制を継続し、将来的には中核病院形成等により小児・周産期医療の強化を図り、宇摩圏域内での完結型医療が提供できるよう、保健、医療等関係機関と連携を密にして取り組んでいきます。	継続	保健推進課	○

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6年度
②小児救急医療の充実	急患医療センター勤務医師数の確保	17人	17人

(1) 子育てを支援する生活環境の整備

◇現況と課題◇

妊産婦や子どもたちが、安全で安心して快適に生活していくうえで、現在の社会には様々な障壁（バリア）が存在します。

アンケート調査からも、子育てしやすいまちとなるために必要なこととしては「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が求められています。

妊産婦、乳幼児連れの者等すべての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化などすべての人が利用しやすい公共施設の整備推進が重要です。さらに、バリアフリー情報の提供に努めることも必要です。

住宅に関しては、子育て世帯においては、子どもがのびのびとゆとりを持って生活できる住宅が求められています。若い世代の子育てを支援するためにも、世帯員構成の変化に応じた弾力的な住み替えシステムなどを検討する必要があります。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
① 道路環境の整備	人にやさしい道路環境を目的に道路のバリアフリー化など安全な歩行環境の整備を進め、子どもや障がい者等の交通弱者が安心して移動できる空間づくりに取り組んでいきます。	継続	建設課	
② 公共施設の乳児対応等の促進	公共施設は、子育てバリアフリーの一層の推進に努めます。 また、低年齢児やその母親などを対象とする行事には、乳児等への配慮を要請し、子ども連れの鑑賞等が増加するよう推進していきます。	継続	各施設担当課	
③ 公共施設の防犯・防災対策の推進	今後も、耐震診断の結果をもとに、地震などの大規模災害に備えた改修を進めます。	継続	各施設担当課	

(2) 子どもを犯罪被害や交通事故から守るための活動の推進

◇現況と課題◇

子どもが日常生活の中で被害者となる連れ去りや性的いたずらが後を絶ちません。子どもを狙った犯罪を回避するためには、保護者の配慮はもちろん、子ども自らが「自分の身は自分で守る」ことを意識し防犯の習慣をつけさせること、地域住民の協力や警察等関係機関との情報交換や迅速な犯罪の情報提供などの対応が重要です。

また、交通弱者である子どもや妊産婦などの交通安全を確保するためには、交通に関連する機関・団体が連携を一層密にし、道路交通環境の整備、交通安全の教室や講習会、啓発活動の実施、道路交通秩序の維持など、交通安全対策を総合的かつ計画的に推進することが重要です。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
①交通安全教育の充実	宇摩交通安全協会の協力により市内保育園・幼稚園、小・中学校において交通安全教室を実施し、交通安全教育の指導徹底を図っていきます。	継続	こども課・学校教育課	
②交通安全対策の強化	「地域安全マップ」の取り組みを、他の小中学校にも広げていけるよう推進していきます。学校や保護者、関係機関と連携して通学路の安全点検を毎年実施します。	継続	学校教育課	
③防犯体制の充実	幼・保、学校関係や公民館等へ不審者情報を配信し、また市のHPや携帯サイトのメール配信登録者に対してはメール配信を行い、広く市民の周知し注意喚起を行います。 今後も、市民からの情報をより広範囲にキャッチできるようネットワークを広げていくとともに、多くの市民が情報を共有できるような体制を推進します。	継続	学校教育課	○
③防犯対策の強化	子どもが危険な目にあったとき、かけ込んで助けを求めることのできる「子どもを守りいえ」事業や、「子ども見守りパトロール」事業により、子どもたちが自然な形で見守られている社会の再構築と市民の防犯意識の向上に努めます。	継続	学校教育課	○

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6 年度
③防犯体制の充実	不審者情報メールの配信登録者数	673人	1,000人
④防犯対策の強化	子ども見守りパトロールステッカー貸与車両台数	86台	100台
	子どもを守るいえ設置世帯数	1,029人	1,200人

(1) 「知育」「徳育」「体育」のバランスのとれた学校教育づくり

◇現況と課題◇

学校は、子どもたちにとって、自分で課題を見つけ自ら学び、考え、主体的に判断して問題を解決する資質や能力である「生きる力」と生命の尊さや他人を思いやる「豊かな心」を育てていく場です。

そのためには、一人ひとりの個性を伸ばし、将来責任ある社会人として自立するために必要な質の高い、「知育」「徳育」「体育」のバランスのとれた学校教育づくりを推進することが重要です。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
① 「確かな学力」の育成	<p>授業のユニバーサルデザイン化による授業改善をさらに進めます。全校体制による確かな見取りを推進し、学力向上を図ります。</p> <p>また、四国中央市PTA 連合会との連携等により保護者への啓発にもより一層努め、児童・生徒の学力向上をめざします。</p> <p>読書は知識を増やすほかに、心を落ち着かせる働きもあるため、今後とも、家庭・地域・学校等が連携を図りながら、子どもの読書活動の総合的な推進に努めます。</p>	継続	学校教育課	
②心の教育の推進	<p>地域住民がボランティア活動として小中学校の教育活動を地域ぐるみで支援する体制を整備し、学校・家庭・地域社会が総がかりで取り組む教育を推進します。</p> <p>校内研修、学校間交流研修を通して、道徳の授業のあり方について研究し、児童・生徒の心の教育を一層推進します。</p> <p>これまでの取り組みを大切にしつつ、内容・方法について検証し工夫改善しながら人権・同和教育の充実を図っていきます。</p> <p>社会を担う子どもたちの心を育てるため、四国中央市の青少年の心を育てる指標「宇摩の子の誓い」を推進します。</p>	継続	学校教育課	

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
③学校保健事業の充実	<p>基本的な生活習慣（早寝・早起き・朝ごはん）を養うために、小児生活習慣病予防健診の結果に応じて、家庭との連携を図りながら、生徒児童への個別指導の充実を図っていきます。</p> <p>また、医療機関及び保健所・市保健センターとの連携を図り、学校保健事業を推進していきます。</p>	継続	学校教育課	
④読書活動の推進	<p>児童・生徒に読書に親しむ時間を確保するため、市内各小・中学校で「朝の読書の時間」もしくは「読み聞かせ」を実施し、多読賞などを取り入れ読書に親しむきっかけづくりを行います。</p> <p>子どもにとって読書とは、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくうえで欠くことのできないものであることから、引き続き、読書活動を推進します。</p>	継続	学校教育課	
⑤地域性を生かした学校づくり	<p>地域の方々の協力を得ながら、国語（読み聞かせ）や生活（昔の遊び）、総合（地域学習）で教育活動に取り組みます。</p> <p>コミュニティースクールによって、活性化を図ります。</p>	継続	学校教育課	○
⑥信頼で結ばれた学校づくり	<p>学校が広く発信し、そのうえで家庭・地域の教育力を得ながら、地域に信頼され、開かれた学校づくりに努めます。</p> <p>また、学校は自らの実践を自己点検・自己評価することを通して、検証改善サイクルを確立し、学校経営に生かします。</p>	継続	学校教育課	

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
⑦学校現場と教育関係機関との連携の強化	幼稚園や小・中学校のPTA等からの要請に基づき、家庭教育支援事業による講座を開催します。 問題を抱える児童・生徒に対する問題解決のために、今後とも教育関係諸機関との更なる連携強化に努めます。また、多様化・複雑化する問題に対応するべく、今後も必要に応じ「えひめ家庭教育支援事業」を活用していきます。	継続	学校教育課	○
⑧学校の安全対策の強化	市内公立幼稚園、小・中学校において、「地震」「火災」「不審者」に対応した、効果的な防災訓練等の実施に努めます。	継続	こども課・学校教育課	

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6年度
⑤地域性を生かした学校づくり	地域の教育力活用状況	234件	250件
⑦学校現場と教育関係機関との連携の強化	家庭教育支援事業による学校等での講座開催回数	10回	15回

(2)「食育」の推進

◇現況と課題◇

<現状と課題>

「食育」とは、子どもたちの健康を守り、健全で豊かな食生活を送るための能力を育てようとするものです。

朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせにみられるような心と身体の健康問題が子どもたちに生じている現状から、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが必要です。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦や乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供も重要です。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
①地産地消の推進	<p>試食会、親子料理教室の実施及び「給食だより」の発行、給食時放送などにより、児童・生徒及び各家庭へ食に関する様々な情報を伝え、安心安全な給食及び食と健康について啓発します。</p> <p>また、地産地消の取り組みをより一層広げるために、民間団体や関係課機関と更なる連携を図ります。</p>	継続	教育総務課	○
②「食」を通じた心の教育	<p>学校給食米田植え体験会など、体験を通じた取り組みにより、食育の推進に努めます。</p>	継続	農業振興課	
③「食」を通じた家庭教育	<p>各公民館における地域小中学校との料理教室の開催や、食育に関する講演会、研修会により、食と健康について啓発し、親子の食体験の場の充実・発展に努めます。</p>	継続	生涯学習課	

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6 年度
①地産地消の推進	地元産野菜及び果物の使用割合	36.6%	40.0%

（3）家庭や地域の教育力の向上

◇現況と課題◇

核家族化、少子化、地域社会とのつながりの希薄化など、家庭や家庭を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、家庭の教育力の低下が指摘されています。

子どもたちが、子どもが心豊かに成長していくためには、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる、地域の教育力の向上を図っていくことが大切です。

また、子どもたちが地域の中で自由に遊び、安全に過ごせる場の創造や様々な体験ができる機会を提供する必要があります。

【推進する施策・事業】

事業	取り組み内容	今後の方向性	担当課	目標指標
①家庭教育の推進	<p>市内幼稚園、保育園、小学校に家庭教育支援グループが出向き、子育て講座の後、懇談会を開き、子育ての悩みなどを共有し、保護者間のつながりを深めます。</p> <p>今後も、家庭教育講座を推進し、親同士の意識交流を図っていくとともに、ファミリーイベントを開催し、地域が一体となって子どもの健全育成が図れるように努めます。</p>	継続	生涯学習課	○
②伝統行事の承継と郷土愛の醸成	<p>公民館及び関連する団体が共同で三世代交流の餅つき大会やどんど焼きなどの季節行事など、地域での子育ての一環として地域の伝統行事等に子どもたちが自主的かつ積極的に参加できるような環境づくりに努めます。</p>	継続	生涯学習課	○
③社会教育施設の機能強化	<p>図書館を含め、社会教育施設については、地域の子育ての拠点となるべく機能を強化していきます。</p>	拡大	生涯学習課 文化・スポーツ振興課	

【目標指標】

事業	目標指標	現状値	R6 年度
①家庭教育の推進	子育て講座や懇談会の年間開催数	21 講座	25 講座
②伝統行事の承継と郷土愛の醸成	市内公民館（全 20 館）の子どもたちが参加できる学級・講座を開催する公民館数	14 館	18 館

第6章 計画の推進

1. 計画の推進にあたって

本計画は、福祉、保健・医療、教育、防犯、労働、生活など広範囲に関わるものであり、計画の推進にあたっては、行政だけでなく、住民参画のもと、企業や関係団体が互いに連携しながら、一体となって進めていくことが重要です。

次代を担う子どもたちの健やかな成長を見守り、育てていくため、それぞれの役割や責任を再認識し、連携をより一層強め、計画の実現に向けた取り組みを次のように進めていきます。

(1) 庁内体制の整備

各施策を効果的かつ確実に進めていくために、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係各課や関係機関との横断的な推進体制の強化を図ります。

また、すべての職員が子どもやその家庭の状況に配慮し、各自の職務を遂行することができるよう、職員の次世代育成に関する知識と意識を高めていきます。

(2) 住民との協働の推進

社会全体で子育て支援に取り組むために、家庭、地域、学校、事業主、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、地域が子どもと子育て支援に関わる姿勢の共通認識を持って主体的に取り組めるよう、計画内容の広報・啓発に努めます。

また、子どもと子育て家庭に関する問題やニーズを常に把握しながら、福祉、保健・医療、教育をはじめとする関係機関・団体等の活動を核とし、また、子育て支援団体の育成を図りながら、それらとのより一層の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる機運を高めていきます。

(3) 国・県との連携

住民にもっとも身近な行政として、子どもやその家庭のニーズを的確に把握し、国や県に対し、施策や制度の提案・提言、必要な行政上の措置の要請を行うとともに、密接な連携を図りながら施策を推進します。

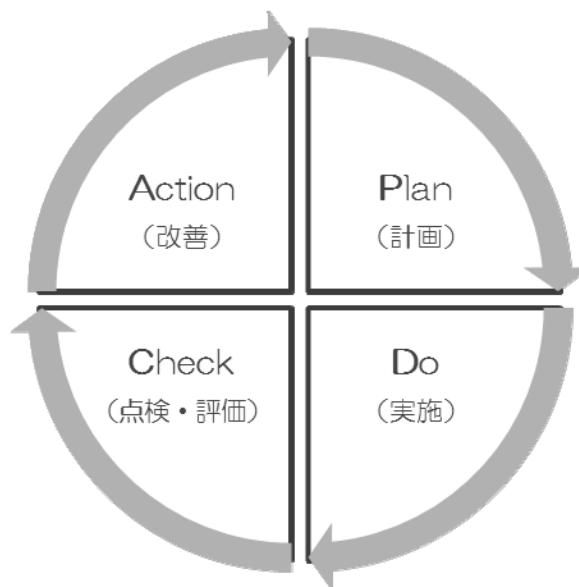
2. 計画進行管理の体制としくみ

(1) 計画の点検・評価

計画に基づく施策をPDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を庁内で点検します。

この点検結果に基づき、子ども・子育て会議で協議しながら事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。



(2) 計画の公表、住民意見の反映

市ホームページなどを活用し、本計画に基づく取り組みや事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。

また、あらゆる機会を通じて住民意見を把握し、住民目線を活かした施策・事業の推進を図ります。

資料編

○四国中央市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、四国中央市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第 3 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務の処理その他必要と認められる事項を所掌する。

(組織)

第 4 条 子育て会議の委員(以下「委員」という。)の定数は、15 人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民
- (2) 子ども・子育て支援に関する団体等に属する者
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者
- (6) 学識経験を有する者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第8条 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子育て支援担当課で処理する。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第7条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

○四国中央市子ども・子育て会議委員

	区分	所属団体等	氏名
1	公募の市民		村上 智子
2	公募の市民		内田 多重子
3	子育て支援に関係する機関等に属する者	NPO 法人にっこりーの理事長	高原 茂
4	子育て支援に関係する機関等に属する者	NPO法人カノン会長	寶利 佳代
5	子育て支援に関係する機関等に属する者	四国中央市民生児童委員協議会	宮崎 さゆり
6	教育関係者	四国中央市立三島東幼稚園長	高橋 真弓
7	教育関係者	学校法人四国音楽学院理事長 (緑ヶ丘、愛和認定こども園)	高橋 雅之
8	保育関係者	四国中央市立北保育園長	三好 桂子
9	保育関係者	社会福祉法人伊予三島福祉施設協会 東保育園長	高橋 尚子
10	子どもの保護者	育児サークル 「リトル☆スター」代表	石川 由加
11	子どもの保護者	桜ベンチャー四国中央	星川 光代
12	学識経験者	元公立保育所民営化選定委員会委員	宮崎 政夫
13	学識経験者	四国中央地区労働者福祉協議会	井上 俊正

○策定の経緯

時 期	概 要
平成30年9月27日	○第12回四国中央市子ども・子育て会議 (1)第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について (2)地域型保育事業の定員について
平成31年1月	○アンケート調査の実施
平成31年3月15日	○第13回四国中央市子ども・子育て会議 (1)四国中央市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について (2)第二期計画策定に係るニーズ調査について (3)第二期計画策定スケジュール案について
平成31年4月22日	○第14回四国中央市子ども・子育て会議 (1)ニーズ調査報告書について (2)第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元年7月2日	○第15回四国中央市子ども・子育て会議 (1)放課後児童クラブの状況について (2)幼児教育・保育の無償化について (3)第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について
令和元年9月5日	○第16回四国中央市子ども・子育て会議 (1)第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和元年10月11日	○第17回四国中央市子ども・子育て会議 (1)第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和元年11月22日	○第18回四国中央市子ども・子育て会議 (1)第二期子ども・子育て支援事業計画（素案）について
令和2年3月16日	○第19回四国中央市子ども・子育て会議 (1)第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について

○用語集

【あ行】

■一時預かり事業

保護者の冠婚葬祭や病気、急な仕事が入った等の緊急的保育サービスとして、一時的に保育所で預かる事業。

■NPO (Non-Profit Organization)

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称。「NPO 法人」という場合には、特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人を指すが、単に「NPO」という場合には法人格の有無は関係しない。

■延長保育

保育所で、通常の保育時間（保育所によって異なる）を超えて子どもを預かること。

【か行】

■合計特殊出生率

合計特殊出生率＝（母の年齢別出生数÷年齢別女子人口）の15歳から49歳までの合計。15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の平均子ども数に相当する。

■コーホート変化率法

ある基準年次の男女、年齢別人口を出発点とし、これに仮定された女子の年齢別出生率男女、年齢別出生率（あるいは死亡率）、男女、年齢別人口移動率を適用して将来人口を計算する方法。

■子育て支援センター

保育士等の専門の職員を配置し、子育て家庭の育児不安等に対する助言、子育てに関する情報提供、子育て講座の開催、子育て支援活動グループとの連携等により、地域全体で子育てを支援する基盤をつくることを目的とした施設。

■子育て短期支援事業

保護者の病気や仕事等の社会的理由により一時的に子どもの養育ができないときに、保護者に代わって児童の養育を行う事業。

■子ども

本計画で「子ども」とは、児童福祉法が定義する「児童」、すなわち満 18 歳未満の者を指すこととする。

■子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

■子ども・子育て関連 3 法

①「子ども・子育て支援法」

②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）

③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

■子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

■子ども・子育て支援新制度

平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」を元にした幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度。平成 27 年度からスタートしている。

■子ども・子育て支援法

すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる法律

■子ども・子育てビジョン

平成 22 年 1 月 29 日に閣議決定。社会全体で子育てを支える、希望がかなえられる、という 2 つの考えを実現させるための政策。

■コミュニティスクール

保護者や地域住民のニーズを学校運営に反映させることを目的に、学校運営協議会を設置している学校。

【さ行】

■次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずることを目的とした政策。

■児童虐待

身体的虐待、心理的虐待（言葉のおどしや無視）、ネグレクト（養育・保護の怠慢、拒否）、性的虐待など、子どもの健全な育成を妨げること。虐待を疑ったり発見した場合の通告は、法律で義務づけられている。

■児童相談所

児童や家庭についての診断・調査に基づく指導のほか、一時保護、巡回相談、児童福祉施設や里親、職親への斡旋等を行う施設。狭義には、児童福祉法に定められた都道府県立の施設。

■就学前児童

乳児（満1歳に満たない者）、幼児（満1歳から小学就学前までの者）のこと。

■食育

健康な食生活を送るために食品選択や安全性、表示の仕組み、さらには農業との関係を学ぶこと。平成17年に食育基本法が制定され、市町村には食育推進計画策定の努力規定が設けられている。

【た行】

■待機児童

認可保育所への入所申込みをしておき、入所要件に該当しているが入所していない児童のうち、認証保育所・保育室・家庭福祉員・自治体独自の施策等で保育を受けている者、及び近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず保護者の都合で入所しない者を除いた児童の数。

■地域型保育

小規模保育、家庭的保育等、少人数で2歳児までの受入れを行う保育。

■地域子育て支援拠点事業

子育て等に関する相談の実施や親子の交流の促進等を行うため、子育て支援拠点を整備する事業。

■通常保育

保護者の就労や病気などの理由で、家庭で保育できない児童を、保護者に代わって保育所において保育を実施する事業。

■適応指導教室

長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学籍のある学校とは別の公的施設において、学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室。

【な行】

■乳児家庭全戸訪問事業

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる事業。

■認定こども園

保育所および幼稚園等における小学校就学前の子どもに対する保育および教育ならびに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。親が働いている・いないにかかわらず利用できる施設。

【は行】

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差を取り除くこと。広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

■病児・病後児保育事業

子どもが病気の回復期にあり集団保育できない場合、一時的に保育を行う事業。

■ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい人（利用会員）と、子育てのお手伝いをしたい人（講習を受けた提供会員）が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織。

■放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

両親が共働きであるなどで、昼間、保護者が不在である児童を学校やその他の施設等で放課後一定時間保育する事業。学童保育とも呼ばれる。

■保健センター

対人保健サービスを総合的に行うことを目的として、市町村ごとに設置される施設。保健所とは異なり、市町村レベルでの健康づくりの場。

■ボランティア

自発的に社会公益活動を行う人やその活動そのものを示す。団体として活動するものや個人が日常で行う公益活動や善意の行動がある。

【や行】

■要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもやさまざまな問題を抱えている要保護児童、要支援児童及びその保護者又は特定妊婦等の早期発見や、適切な保護等を図るため、地域の関係機関が子ども等に関する情報等を共有し、連携と協力により適切な支援を行うために設置した機関。

【ら行】

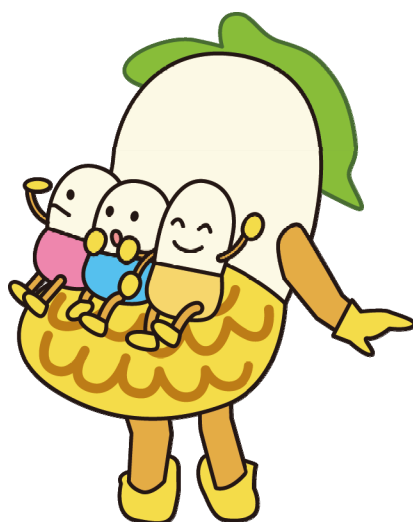
■労働力人口

生産年齢人口（15～64歳人口）のうち、労働の意思と能力を有する人の数。就業者と完全失業者（仕事がなく、仕事を探してあり、仕事があればすぐに就業できる者）の合計。いわゆる専業主婦等は含まない。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会をつくり、働く一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになること。内閣府において、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略における「働き方の見直しによる仕事と生活の調和」の実現に向けて、平成19年12月に「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がまとめられた。この中で、仕事だけでなく家庭や地域生活などにおける充実があってこそ人生の生きがいを得られるとし、就労による自立可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきとされた。



第二期四国中央市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月16日(策定)

四国中央市 福祉部 こども課
愛媛県四国中央市三島宮川4丁目6番55号
TEL:0896-28-6027 FAX:0896-28-6031